

神戸市外国語大学 研究不正検証委員会 報告

2015年6月15日

神戸市外国語大学 研究不正検証委員会

目 次

1 はじめに	P.1
2 当該事案の概要	P.1
(1) 事案の発生・調査	
(2) 3大学（龍谷大学、京都府立大学、神戸市外国語大学）での調整	
(3) 名誉教授称号の取消し	
(4) 記者レクチャー	
(5) 学長声明	
3 神戸市外国語大学の取組	P.2
(1) 当該事案への対応	
(2) 当該事案の検証	
① 論文不正調査委員会	
② 学長による専任教員へのヒアリング	
③ 総務担当理事による教職員へのヒアリング	
④ 当該事案発生の原因	
(3) 不正防止対策諸規程等の策定	
① 研究行動規範	
② 研究活動上の不正行為の防止に関する規程	
③ 公的研究費の管理及び監査に関する規程	
④ 不正防止計画	
(4) 研究不正検証委員会の設置・経過	
① 目的、委員、設置時期	
② 審議経過	
4 評価及び提言	P.9
(1) 評価	
(2) 提言	
5 おわりに	P.12

1 はじめに

2014年（平成26年）4月における龍谷大学からの情報提供により、神戸市外国語大学（以下「神戸外大」という。）元教授菅山謙正の研究活動における不正行為が発覚し、詳細な調査を行った結果、論文不正が認められた。

また、文部科学省からも指摘があったように、神戸外大における論文不正行為は、2006・2007年度（平成18・19年度）にも発生しており、菅山元教授の神戸外大在籍期間が1983年度（昭和58年度）から2005年度（平成17年度）であることから、同時期に2件の論文不正が発生していたことになり、神戸外大は重大な事態であると認識している。（別紙資料1を参照）

神戸外大は、事態の重大性に鑑み、文部科学省からの指示も踏まえ、外部の有識者を含む「神戸市外国語大学 研究不正検証委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、神戸外大が取組む検証作業や不正防止のための諸規定の策定に対する評価及び今後の対応に対する提言等を行うこととなった。

委員会は、これらの課題に関して、3回にわたる精力的な審議を行い、ここに報告書をまとめ研究不正が二度と起こらないよう提言を行う。

2 当該事案の概要

（1）事案の発生・調査

2014年（平成26年）4月3日、龍谷大学より神戸外大に対して、元教授菅山謙正の論文不正行為の疑いについて報告があり、併せて神戸外大在籍時の研究業績に対する調査の依頼があった。

神戸外大においては、それを受け、早速学内調査を実施した。調査対象は、神戸外大在籍当時の論文のうち科学研究費補助金の交付を受けている論文5点（全て「神戸外大論叢」掲載論文）に絞った。電子化されていない紙媒体の論文は詳細に読み込んだうえで先行研究と突き合わせ、また電子化された論文については、インターネット検索を利用し他著者の論文との照合を行った。6月13日には、調査報告書が取りまとめられ、調査した論文全てに不正（盗用）が認められた。

（2）3大学（龍谷大学、京都府立大学、神戸外大）での調整

本事案は、2014年（平成26年）1月14日の龍谷大学研究不正行為通報窓口への匿名の葉書による同大学特任教授菅山謙正の剽窃行為に関する通報から始まった。その通報を受け、龍谷大学では直ちに予備調査を行った結果、通報の内容に合理性を認め、本調査を決定したものである。

元龍谷大学特任教授菅山謙正は、神戸外大→京都府立大学→龍谷大学と3大学で教育研究を行ってきており、各大学在籍時の論文に不正の疑

いがあることから、3大学の協力のもと、合同調査の形で調査を進めることがとなった。

10月末の合同記者会見に向けて、3大学による会議を5回実施するとともに、電話・Eメールによる協議・調整を精力的に行つた。また、文部科学省や日本学術振興会への説明についても3大学合同で行つた。

(3) 名誉教授称号の取消し

学内調査の結果、調査した論文すべてに不正（盗用）が認められたこと、また龍谷大学より、同大学が認定した不正行為をもとに懲戒解雇処分にしたとの報告を受け、2014年（平成26年）10月29日付けで、名誉教授称号の取消しを行つた。

(4) 記者レクチャー

元教授菅山謙正が在籍した3大学における調査の結果、3大学とともに不正行為が判明し、またそれぞれの大学において処分が確定したため、2014年（平成26年）10月31日に、京都大学記者クラブにおいて、3大学合同による記者レクチャーを実施した。神戸外大からは指理事と新野理事が出席した。

(5) 学長声明

神戸外大に在籍していた教員が研究不正行為を行つたことに対して謝罪し、再発防止のための原因の調査・検証及び不正行為を抑止する環境整備を進めていくことを宣言する学長声明を10月31日に公表した。

（以上、別紙資料2及び3を参照）

3 神戸市外国語大学の取組

(1) 当該事案への対応

2014年（平成26年）4月3日に、龍谷大学から元神戸外大教授の研究不正の疑いの連絡を受け、併せて在籍時の業績に関する調査依頼を受けたが、その日のうちに、役員打合せ会において学内調査の実施を決定し、4月9日には、学内調査を指学術担当理事等に依頼した。

元教授の業績に関する調査については、英米学科の山口教授をリーダーとして、英米学科が総力をあげて担当し、約2か月後の6月13日には5件の論文についての調査を終え、その結果全てにおいて不正（盗用）を認めた。なお、元教授は、神戸外大在籍時に60本を超える論文等の業績があるが、日本学術振興会等の意向及び他の2大学との合同調査とい

う趣旨を踏まえ、科学研究費補助金を受けている研究論文に絞って調査を行ったものである。

3 大学間では緊密な連絡調整を行い、文部科学省や日本学術振興会へは適宜報告等を行った。

(2) 当該事案の検証

① 論文不正調査委員会

記者レクチャー以前の上記の5件の論文調査に引き続き、それ以後についても、元教授の業績全体について引き続き調査を行った。山口教授をリーダーに英米学科の教員で役割分担を行い、在職時の論文35点と退職後の論文4点について調査を行い、在職時の論文12点と退職後の論文4点に不正を認めた。不正の検証作業は、専門的知識と根気のいる作業であり、特に紙媒体の論文は詳細に読み込んだうえで先行研究と突き合わせる必要がある。当調査委員会は、「ここで取り扱った不正行為は、そのすべてを執筆上の軽率な引用ミスとして片付けることは、到底不可能である」と結論づけている。(別紙資料4を参照)

② 学長による専任教員へのヒアリング

船山学長が、研究倫理に関するヒアリングを下記の項目について、教員全員(休職中、在外研究中を除く83名)と1対1の面談形式で行った。

- ・研究倫理をどこで身に付けたか。
- ・自身の研究業績の質と量をどのように自己評価しているか。
- ・他人の研究に不正の疑いを感じたことがあるか。

ヒアリングの結果、下記のことが分かった。

- ・研究倫理は、院生時代に自然に身に付けた。
- ・各教員は、不正に与しない自覚を持っていることが確認できた。
- ・ポストを求めて「焦る」気持ちが不正行為に結びつく可能性が一般的にあるが、本学の教員にはそのような可能性は認められなかった。
- ・菅山元教授の研究不正についての感想は、「なぜそういうことをしたのか分からない」という意見が多かった。菅山氏と近い領域を研究している教員は彼の不正に気付いてもおかしくないが、周りの者が彼の著作物に関心を持ったり、彼とコミュニケーションを取りたいという気持ちにさせない「尊大なところ」がそれを阻んだと思われる。
- ・教員一人ひとりの研究倫理の確かさを感じることができた。(別

（別紙資料 5 を参照）

③ 総務担当理事による教職員へのヒアリング

総務担当理事により、菅山元教授と同時期に在籍していた教職員に当時の状況や心あたりについて、確認を行った。肯定的評価と否定的評価があったが、当該不正事案に関連がありそうな意見は下記のものであった。

- ・ 気難しい印象があった。
- ・ 敵が多かったのではないか。
- ・ エリート意識が強い。

（別紙資料 6 を参照（第 1 回委員会の配布資料））

④ 当該事案発生の原因

上記②③から考察すると、菅山元教授が論文不正を起こした要因には、研究倫理に関するモラルが低かったことに加えて、個人の資質にかかる要因と学内の制度に起因する外的要因の二つがあると思われる。

1) 個人的要因

総務担当理事による教職員へのヒアリングにおいて、菅山元教授の印象は、「気難しい、敵が多かった、エリート意識が強い」との指摘があり、学長による専任教員へのヒアリングでは、多くの教員から「尊大なところがある」と見られていたことが分かった。

これらのことから、他の教員とのコミュニケーションが不足し、菅山元教授の著作物に他の教員が関心を示さなくなったり、このたびの論文不正につながった可能性が高いと思われる。

2) 外的要因

菅山元教授の論文不正に関する報告によれば、1992 年（平成 4 年）の神戸外大論叢の論文から不正が始まっている。

菅山元教授の経歴を見ると、1994 年（平成 6 年）4 月に教授に昇任している。教授への昇任にあたっては、教授会の中に設置される「教員選考委員会」で昇任候補者の論文等の業績を評価した上で、昇任の適否を判断しそれを教授会に答申する。教授会は、その答申を踏まえ、昇任の可否を決定するシステムを採用している。

論文等の業績を評価するに際して、盗用等の不正があることは論外であるが、実際の評価では不正の存在を前提には行っていない。この段階で、論文不正の存在をチェックしていれば、その段階で不正が発覚し、重大な事案に発展することはなかつたと思われる。

また、神戸外大の紀要である「外大論叢」は、査読を行っていない。紀要における査読の必要性については、議論があるところであ

るが、もし査読が導入されていれば、論文不正が見つかっていた可能性があると思われる。

このように、教員の採用・昇任にかかる選考制度および外大論叢における編集システムに論文不正を引き起こした要因が含まれていたように思われる。

(3) 不正防止対策諸規程等の策定

神戸外大は、学内教職員 4 名（教員 3 名、事務職員 1 名）からなる不正防止対策 WG を設置し、8 回の審議を行い、研究行動規範、研究活動上の不正行為の防止に関する規程、公的研究費の管理及び監査に関する規程及び不正防止計画を策定・改定した。

① 研究行動規範

「研究行動規範」は、研究に携わる教職員が認識しておくべき基本的事項を定めた謂わば憲法に相当するものであり、神戸外大は、法人規程・学則等委員会や理事会等の学内手続きを経て、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日に「研究行動規範」を制定した。研究者は、研究を行うにあたって自由とともに責務を負うことを明記し、捏造、改ざん、濫用等の不正行為の禁止と研究資金の適切な使用を義務付けている。また、運営資源を神戸市民の経済的支援に負っているところから、研究活動は神戸市の発展等に資するものでなければならないと規定している。（別紙資料 7 を参照）

② 研究活動上の不正行為の防止に関する規程

文部科学省は、2014 年（平成 26 年）8 月に、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインを示し、大学等の研究機関は、それに沿って 2015 年（平成 27 年）4 月 1 日に研究活動上の不正行為の防止に関する規程を策定するよう指導している。神戸外大は、当ガイドラインの内容を忠実に反映し、法人規程・学則等委員会や理事会等の学内手続きを経て、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日に「研究活動上の不正行為の防止に関する規程」を制定した。

その内容は、組織体制、告発、調査・認定、不服申立て及び公表等について細かく規定したものである。（別紙資料 8 を参照）

③ 公的研究費の管理及び監査に関する規程

文部科学省のガイドラインに沿って、2007 年（平成 19 年）11 月 7 日に策定した公的研究費の管理及び監査に関する規程を、このたび、2014 年（平成 26 年）2 月における同省のガイドラインの改定に従い、改定したものである。

法人規程・学則等委員会や理事会等の学内手続きを経て、2015年（平成27年）4月1日に制定した。

その内容は、組織体制、告発、調査・認定、不服申立て、公表、相談窓口等であり、研究活動上の不正行為の防止に関する規程との共通事項については、同規程を準用している。（別紙資料9を参照）

④ 不正防止計画

公的研究費の管理及び監査に関する規程第11条に基づき、また、研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため、文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえて、神戸外大は2015年（平成27年）4月1日に、不正防止計画を策定した。これは、研究者等への周知、コンプライアンス教育、科学研究費補助金の執行等にかかるルールづくりや適正な予算執行・事務処理等について、文部科学省のガイドラインに沿って、細かく具体的に定めたものである。（別紙資料10を参照）

（4）研究不正検証委員会の設置・経過

① 目的、委員、設置時期

神戸外大は、2度目の論文不正事案であるという事態の重大性に鑑み、また文部科学省からの指摘も踏まえ、外部の有識者を主体とした「神戸市外国語大学 研究不正検証委員会」を設置し、今回の研究不正事案等についての実態の検証、神戸外大が取組む研究不正防止対策の検証及び研究不正防止対策についての提言等を行うこととなった。

委員は、客観性と透明性を確保するため、外部委員の数が内部委員の数を上回ることとし（外部委員4名、内部委員3名）、委員長は外部委員から選出を行った。また、外部委員の構成は、神戸外大経営協議会委員の田中康秀（神戸大学教授（現：岡山商科大学教授））及び神戸市公立大学法人評価委員会委員の井野瀬久美恵（甲南大学教授）を選任し、また、言語学からは西光義弘（神戸大学名誉教授）を、法曹界からは以前の論文不正事案に関する裁判で神戸外大側の弁護を担当した弁護士事務所に所属する吉田裕樹（弁護士）を選任した。なお、井野瀬教授は、2014年（平成26年）10月から日本学術会議の副会長を務めている。

第1回目の委員会を2015年（平成27年）2月23日に開催し、その後第2回目を3月24日、第3回目を5月25日に開催した。（別紙資料11を参照）

② 審議経過

第1回委員会（2月23日）

事務局より、委員会の規約、委員の紹介を行ったあと、研究不正事

案の概要及び総務担当理事による教職員へのヒアリングを含む取組の概要について説明があった。

併せて、学長より専任教員へのヒアリングの実施状況の説明、山口教授より「論文不正調査委員会」による元教授菅山謙正の研究論文の調査の進捗状況についての説明及び光永教授による「不正防止対策 WG」における関係諸規定等の策定状況の説明があった。

それらを踏まえ、委員会で議論を行ったが、主な意見は次のとおりであった。

- ・論文不正調査について、方法・内容ともに評価できる。
- ・学長による全教員ヒアリングは、外大でこそできしたことであり、その他これまでの外大の組織的な取り組みは評価できる。
- ・菅山氏の不正に至る原因是、本人の特性によることや、若い時代に研究倫理をしっかりと教育されていなかつたことなどがあると思われるが、個人の特性に帰するのではなく、組織として将来に向けしっかりととした体制・仕組みを作るべきである。
- ・組織としての体制を構築するにあたって、研究者が萎縮しないよう縛るのではなく守るという観点が必要である。
- ・研究者同士のアカデミックコミュニケーションなど、風通しをよくする必要がある。
- ・2014年8月の文部科学省のガイドラインの趣旨・内容をしっかりと踏まえるべきである。
- ・研究者は「研究の自由」とともに「責任」を認識すべきである。
- ・研究者だけでなく、学生や院生へのコンプライアンス教育が必要である。
- ・昇任・採用にあたり、外部委員の導入や論文発表における査読システムなども検討し、神戸外大の個性を活かした仕組みづくりが必要である。
- ・早稲田大学のライティングセンターなどパンフレットの取り組みは非常に参考になる。
- ・様々な取り組みについては、大学として「痕跡」を残さなければならない。

第2回委員会（3月24日）

事務局より、研究倫理に関する学長ヒアリングの結果について報告を行うとともに、山口教授から論文不正調査委員会の最終報告及び植田教授から不正防止対策WGにおける研究行動規範等の研究不正防止対策にかかる諸規程の策定についての報告があった。

また、委員会の提言についての項目立てに関して、事務局から説明があった。

それらを踏まえ、委員会で議論を行ったが、主な意見は次のとおりであった。

1) 不正調査委員会の最終報告の基本方針

- ・何を調査対象にしたかということを報告書の中に記載した方がよい。
- ・委員会の報告書の中に、論文不正調査委員会の最終報告をどのような形で入れるか、このままの形か要約したものかについて検討が必要。
- ・論文不正調査委員会の報告に対して、委員会として評価を行うことを考えていきたい。
- ・盗用率の数字にコメントを付ける形が望ましい。
- ・「盗用」の意味を再確認したうえで、報告書に使用するかどうか判断すべきである。

2) 学長ヒアリング

- ・学長が教員一人ひとりに対してヒアリングが出来たということは、神戸外大の規模だから出来たことではあるが、学長と教員の信頼関係構築の面でも素晴らしいこと。研究不正発生時の一つのモデルになる。

3) 研究行動規範等の研究不正防止対策にかかる諸規程の策定

- ・行動規範について、「本学はそのかなりの運営資源を神戸市民の経済的支援に負っている」というところが重要。ここが、一番自覚しなければいけないところ。「税金」とストレートに記載してもよいのではないか。
- ・不正防止の流れについてフローチャートのようなコンパクトで分かりやすいものがあれば、不正防止対策に有効。教職員・院生等の目に触れるところに配置しておくとよい。
- ・諸規程は学内手続きを経て4月1日に策定されているので、委員会としては「遵守せよ」という趣旨で報告書に記載する。

4) 委員会提言の作成方針

- ・「提言」という表現が合わないのではないか。
- ・不正防止には、学内に有形無形の抑止力を作っていくことが必要。
- ・風通しのよい教職員コミュニティが必要。
- ・外部委員、査読システム等、抑止力の観点で検討が必要。

第3回委員会（5月25日）

事務局より、第2回委員会における委員からの指摘事項に対する対

応について説明があり、併せて、欠席の西光委員のコメント（外大論叢への査読システムの導入、教員の採用・昇任時における不正チェックシステムの導入、検証・フォローアップの必要性等）の報告があった。その後、報告（案）についての意見交換を行い、報告書の最終取りまとめは委員長一任とし、閉会となった。

主な意見は次のとおりであった。

1) 報告の内容

- ・菅山元教授の論文不正には、モラルの欠如が要因としてあった。
- ・菅山元教授の論文不正の原因を性格に直接結びつけるのは適切ではない。
- ・研究行動規範に「神戸市民の負担」を記載していることは、「特筆すべき」とまでは言えない。
- ・諸規程の制定及び改定が4月1日に出来たことは、当然のことであり、「評価できる」とまでは言えない。
- ・不正防止計画は、着実に実行するとともに、絶えず「検証」することが大切である。
- ・委員会の「提言」として、周知、研修、不正防止計画の実行、査読システムの導入、不正チェック体制、「風通しのよい」コミュニティ、フォローアップ等が指摘できる。

2) 報告書の文体・表現等

- ・文章は簡潔明瞭にする。
- ・提言は、具体的な内容で項目立てを行う。

4 評価及び提言

(1) 評価

① 当該事案への対応

龍谷大学から研究不正の疑いの連絡を受けた当日に役員打合せ会において学内調査の実施を決定し、また、その6日後に担当理事等に対して、調査を依頼したことは、素早い対応であり適切であったと思われる。

また、3大学間での調整や文部科学省及び日本学術振興会への報告等についても、的確な対応であったと評価できる。

② 当該事案の検証

1) 論文不正調査委員会

元同僚の業績の不正を探るという心情的に厳しい後ろ向きの作業であるが、根気強く地道な作業を続け調査を終えたことに対し、委員会として、論文不正調査委員会の委員に敬意を表するとともに、調査結

果については妥当なものとして評価をしたい。

2) 学長による専任教員へのヒアリング

神戸外大の教員として2件目の論文不正事案であることを重く受け止め、3度目の不正が行われると、大学の基盤が崩壊するという学長の危機意識の表れとして、全専任教員へのヒアリングが実施されたものと思われる。

神戸外大の規模が比較的小規模であるがゆえに実現したものであるが、これにより、各教員は不正に与しない自覚を持っていること及び各教員において、研究倫理の確かさを確認できたことの意義は大きい。また、学長と教員とのコミュニケーションの構築面においても有意義であったと思われる。併せて、菅山元教授の不正行為の原因の一端を探ることができたことも個別ヒアリングの成果であった。

学長ヒアリングについては、文部科学省も一定の評価をしていると聞いているが、今後、大学等で研究不正事案が発生した場合のモデルケースとなるくらいの対応であり、委員会としても高く評価をしたい。

3) 総務担当理事による教職員へのヒアリング

当該ヒアリングにより、他の教員とのコミュニケーション不足のため、研究不正が見つかりにくい状況になっていたことが理解できる。今回の事案が起きた理由を探る一つの方法として当該ヒアリングは、的を射たものであったと思われる。

③ 不正防止対策諸規程等の策定

1) 研究行動規範

大学等の研究機関は、「研究行動規範」を当然定めておくべきものであり、多くの大学では、「研究行動規範」(または「倫理規程」等)を定めている。神戸外大においては、遅くとも前回の論文不正事案のあとには定めておくべきであった。遅きに失した感は否めないが、「研究行動規範」の制定及びその内容については、適切であり評価したい。

また、神戸市が設置する大学として、その研究資金は神戸市民の経済的負担に負っていることを明記していることは妥当である。

2) 研究活動上の不正行為の防止に関する規程

当該規程も上記「研究行動規範」と同じく、遅くとも前回の論文不正事案のあとには定めておくべきであった。今回の研究不正事案において、研究活動上の不正行為の防止に関する規程が定められていれば、その規定に則って的確に手続きが進められたものと思われる。

当該諸規程は文部科学省のガイドラインの内容を忠実に反映し詳細な規定を設けたものであり評価をしたい。

3) 公的研究費の管理及び監査に関する規程

上記2)と同様、文部科学省のガイドラインの内容を忠実に反映し改定されたものであり評価に値する。

4) 不正防止計画

不正防止計画は、文部科学省のガイドラインに沿って、細かく具体的に定められており、その項目・内容について適切であると考えている。

改定前の公的研究費の管理及び監査に関する規程における不正防止計画においては、具体的な実施計画が策定されていなかったものが多かった。その反省の上に立って、今回の不正防止計画については、詳細な実施計画を策定し、それを着実に実行し検証していかなければならない。

現在、計画を立案中の項目もあるので、それらの計画の早期策定と速やかな実行が望まれる。また、研究不正防止に関する情勢の変化に対応し、適宜、見直しを行うことも必要である。

④ 前回の論文不正事案への対応

委員会は、文部科学省から指摘を受けたように、菅山元教授の研究不正事案の前にも論文不正行為が発覚していたことを重く受けとめ、これらの研究不正行為を発生せしめた神戸外大の「土壤」というものの検証も目的として設置されたものである。

その意味で、前回の論文不正行為発覚後の神戸外大の不正防止に向けた取組の実施状況を確認しておくことも必要である。

前回の論文不正行為を検証するために設置された「論文不正使用に関する調査委員会」の報告書（平成19年（2007年）6月15日）では、

- ・研究者としてのガイドラインを作成し周知させる。
- ・不正行為が起こった場合の措置について制度化を図る。
- ・「研究者モラルの啓発」や「科研費処理事務体制の整備」等の改革に取り組む。

等の提言がなされている。

これらの提言を受けた神戸外大の対応は、必ずしも十分であったとは言えないであろう。例えば、2008年（平成20年）に文部科学省のガイドラインをもとに公的研究費の管理及び監査に関する規程を策定したが、具体的な不正防止計画については、未策定の項目も多かった。また、研究者モラルの啓発についても、研究不正に関する憲法とも言える「行動規範」等が未整備であり、啓発についても十分であったとは言えないと思われる。

(2) 提言

3回にわたる議論を踏まえ、委員会は以下の7項目の提言を行い、それらの提言が早期かつ着実に実施されることを望むものである。

提言1. 全構成員に対する「研究行動規範」等諸規程の更なる周知を図る。

研究不正の発生に関わる問題は、基本的には、研究者個人のモラルの問題といえる。しかしながら、研究不正を防止するためには組織として、研究者個人のモラルを高める方策を講じることが必要である。

提言2. 「コンプライアンス研修」を確実に実施する。

研究者個人のモラルを高める方策の一環として、教職員のみならず、大学院生・学生を含めた全構成員に対して、不正防止に関するコンプライアンス研修を定期的に行うことが必要である。

提言3. 「不正防止計画」の策定と実行を着実に行う。

文部科学省のガイドラインにも示されているように、研究不正の防止にあたって、「組織」全体としての責任を認識し、防止のための諸方策を実施することが求められている。そのため、2015年（平成27年）4月1日に制定された「不正防止計画」の策定と実行を着実に行うことが必要である。

提言4. 『外大論叢』に査読システムを導入する。

菅山元教授の論文不正の多くは『外大論叢』が舞台であった。この事実に鑑みて、『外大論叢』への論文掲載に際して、査読システムを導入すべきである。

提言5. 教員の採用・昇任時に第3者評価を導入するなど、研究不正のチェックをより厳格に行う。

教員の採用・昇任時に、必要に応じて第3者の評価を導入することなどは、研究不正をチェックし、かつ、研究不正を未然に防止するために有効な手段といえる。

提言6. 研究者相互のアカデミックコミュニケーション促進のために、「風通しのよい」教職員コミュニティを創る。

「学長による専任教員へのヒアリング」や「総務担当理事による教職員へのヒアリング」等から明らかとなったように、研究者相互のアカデミック

コミュニケーションが研究不正防止のために有効である。組織として「風通しのよい」教職員コミュニティを創ることは、研究の自由を守るとともに、大学の社会的責任を果たすための大きな一助である。

提言7. 提言に対する実施状況を定期的にフォローアップする。

本報告書の提言の実施状況及び成果について、絶えず検証し、定期的にフォローアップを行うことが重要である。

5 おわりに

委員会は、3回にわたって活発な議論を行ってきた。当該事案の発生原因の究明、当該事案に対する神戸外大の取組、等について可能な限りの分析を行い、ここに報告書をまとめた。

この度の論文不正事案は、神戸外大にとって看過できない極めて大きな問題である。それ故に、この不幸な事件により研究者が委縮し研究活動が停滞することがないよう配慮しながら、委員会の提言を確実に実行に移すことにより、研究不正の起こらない土壤を創り、真に「教育研究の府」として更に発展することを切に願うものである。

過去の論文不正使用問題概要

1. 概要

本学元教員である品田充儀教授が編集した出版物『労災保険とモラル・ハザード：北米労災補償制度の法・経済分析』（法律文化社 2005年）所収の、本学元教員倉本幹男准教授が執筆した論文の中に不正な引用が含まれていることが、『日本労働研究雑誌』NO. 550（2006年5月）の書評で指摘されたが、当該教員からは大学に報告なし。後日、大学が情報を把握し、「神戸市外国语大学論文不正使用に関する調査委員会」を設置。調査したところ、不正使用（「盗用」）と判断（2007年6月15日）。

この論文は、品田教授を研究代表者とする科学研究費補助金（文部科学省）による研究成果に基づくものであり、出版物も同補助金の一部を使用。

- ・2005年6月 研究成果報告書提出
- ・2005年10月20日 『モラルハザード』出版
- ・2006年4月25日 書評掲載
- ・2006年12月8日 大学が論文盗用情報を把握
- ・2006年12月13日 外部資金導入委員会が調査開始
- ・2007年6月15日 調査委員会報告書を確定し、学長に報告
- ・2007年6月20日 調査委員会報告書内容を教授会に報告
- ・2007年7月2・19日 懲戒等審査委員会開催
- ・2007年7月27日 懲戒処分

2. 処分結果

- (1) 倉本准教授
 - ・2007年7月27日 諭旨免職
- (2) 品田教授
 - ・2007年7月27日 訓告

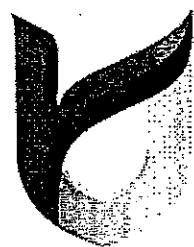
3. その後の対応

- 教授会での研究倫理遵守の要請（2007年～）
- 科学研究費取扱いマニュアルおよび個人研究費取扱いマニュアルの作成・見直し（2008年～）
- 研究倫理・コンプライアンス教育の実施（2014年）

2014年10月31日

News Release

報道各位



龍谷大学
RYUKOKU UNIVERSITY

龍谷大学元教員の 研究活動における不正行為について

龍谷大学学長室(広報)
Tel 075-645-7882

元本学文学部教員(61歳)の研究活動における不正行為(盗用)が判明し、慎重かつ厳正なる学内手続を経て、この教員に対する処分が確定しましたのでお知らせいたします。

本学は、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」(2013(平成25)年6月13日制定)にもとづき、不正行為を事前に防止するための啓発活動に取り組み、研究活動に係る不正行為の防止に努めてまいりました。

改めて申し上げるまでもなく、研究活動に係る不正行為は、学術および科学技術への信頼を損ね、その発展を妨げるものであり、決して許されるものではありません。このたびの件で、多くの方々にご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申しあげます。

本学としては、研究活動に係る不正行為に対してこれまで以上に厳然たる姿勢で対処し、高等教育機関としての使命と責任を果たし、社会からの信頼と評価が得られるよう、研究活動に係る不正行為の防止に一層努めてまいります。

記

1 該当教員

元文学部特任教授 菅山 謙正(すがやま けんせい) 61歳
専門分野: 英語学、言語学、語彙意味論、Word Grammar 等

2 在職期間

2013年4月～2014年10月(1年6か月)

3 研究不正の内容

論文等における盗用

4 処分内容

懲戒解雇(2014年10月7日付け)

※詳細内容については別紙のとおり。

以上

問い合わせ先 : 学長室(広報) 増田・田中 Tel 075-645-7882

(配信先)京都大学記者クラブ、宗教記者クラブ、滋賀県教育記者クラブ

2014(平成26)年10月31日

報道機関各位

龍谷大学
京都府立大学
神戸市外国語大学

大学教員の研究不正行為及びその対応状況について(概要)

龍谷大学、京都府立大学および神戸市外国語大学において、下記のとおり研究活動における不正行為(盗用)の事実が認定され、対処いたしましたので報告します。

記

1 対象者

元龍谷大学文学部特任教授 菅山謙正
(元京都府立大学名誉教授・元神戸市外国語大学名誉教授)

2 研究不正事案の概要

2014年1月14日に龍谷大学研究不正行為通報窓口へ匿名の葉書により、当該教員の「剽窃行為」に関する通報があり、直ちに予備調査委員会を設け調査を行った。その結果、通報の内容に合理性を認め、本調査を実施することとなった。以後、厳正なる調査を行い、研究活動における不正行為(盗用)の事実を認定した。

その調査の過程において、当該教員が前任校(京都府立大学)・前々任校(神戸市外国語大学)在職時にも同様の不正行為を行っていたのではないかという疑義が生じたため、龍谷大学が二大学に調査を依頼した。

その結果、三大学の協力のもと合同調査が進められることとなった。その調査結果と処分・対応の概略は、次の一覧のとおりである。

3 三大学それぞれの調査による研究不正の実態及び処分・対応

大学名	在職期間	在職時職位	不正論文等認定数 (調査論文等数)	処分・対応
龍谷大学	2013年4月～ 2014年10月(1年6ヶ月)	特任教授	2(2)	懲戒解雇処分 (10月7日付)
京都府立大学	2006年4月～ 2013年3月(7年)	教 授	16(20)	名誉教授号取消 (10月20日付)
神戸市外国語大学	1983年4月～ 2006年3月(23年)	助手、講師、 助教授、教授	5(5)	名誉教授号取消 (10月29日付)

以上

資料提供(平成 26 年 10 月 31 日)

公立大学法人 神戸市外国語大学外国学研究所 指 昭博(さし あきひろ)

TEL:078-794-8106 FAX:078-792-9020 E-mail:info@office.kobe-cufs.ac.jp

*当資料は、京都大学記者クラブ、神戸市政記者クラブの 2 クラブに同時配布(15 時)いたします。

神戸市外国語大学元教員の研究活動における不正行為について

平成 26 年 4 月 3 日、龍谷大学より神戸市外国語大学(以下、本学。)に対し、当該同大学に所属していた本学元教員が、研究活動における不正行為を行った疑いがあるとの報告があり、本学在籍中の研究業績についての調査依頼がありました。

これを受けて、龍谷大学・京都府立大学との合同調査を行った結果、当該元教員の不正行為が認定されました。

本学に在籍していた教員が、研究活動における不正行為を行っていたことは、誠に遺憾であり、関係各方面に対して深くお詫び申し上げます。

不正行為を行った当該元教員は既に本学を退職していますが、下記のとおり処分を行いました。

研究活動における不正行為は、到底許されるものではなく、本学として、さらなる不正防止の取り組みの強化に努めてまいります。

記

1 当該元教員

元外国語学部教授 菅山 謙正(すがやま けんせい) 61 歳

専門分野:英語学、言語学、語彙意味論、Word Grammar

2 在職期間

昭和 58(1983)年 4 月 1 日～平成 18(2006)年 3 月 31 日

3 研究不正の内容

論文等における盗用

4 処分内容

名誉教授称号の取消(平成 26(2014)年 10 月 29 日付け)

※ 詳細内容については、別紙のとおり。

2014(平成26)年10月31日

神戸市外国語大学

神戸市外国語大学元教員の研究活動における不正行為について

元本学教員の研究活動における不正行為に関し、龍谷大学・京都府立大学・本学の三大学合同での調査を進めて参りました。このたび、不正行為があったことを認定し、当該元教員に対する処分を行いました。

記

1. 本件の経緯・概要

2014年4月3日：

本学に、龍谷大学より同大学所属の元本学教員 菅山謙正（61歳）の不正行為の疑いについて報告があるとともに、本学在籍時の研究業績に対する調査の依頼があった。

同日、役員会において、学内調査の実施を決定。

2014年4月9日：

役員会において学内調査を下記の教員に依頼

学術担当理事	教 授	指 昭博
調査統括者	教 授	竹越 孝
調査リーダー	教 授	山口 治彦

～2014年6月13日

調査報告書の取りまとめ

2014年10月7日：

3大学合同会議開催。龍谷大学より同大学が、認定した研究不正をもとに同日付で当該教員を懲戒解雇処分したとの報告を受ける。

2014年10月8日：

教授会で当該元教員の名誉教授称号の扱いについて、教員選考常任委員会に付託。

2014年10月29日：

教員選考常任委員会の答申（研究不正による名誉教授称号の取消の答申）を受け、教授会で当該元教員の名誉教授称号の取消が決定される。

2. 調査方法

①書面調査

電子化されていない紙媒体の論文を詳細に読み込み先行研究と突き合わせ

電子化資料についてはインターネット検索を利用した他著者による論文と照合

②被通報者からの弁明書に対する調査

調査報告書を被通報者に送付し弁明の機会を与えた上で、被通報者から送付された弁明書の内容について調査・検討

3. 研究活動における不正行為

調査対象

論文1：“Understood Objects in Japanese and English: A Word Grammar Account”，『神戸外大論叢』第56巻第2号, pp.37-58, 2005.

論文2：“How discourse/cognitive factors can influence argument realisation: A case of object omission”，『神戸外大論叢』第55巻第3号, pp.3-26, 2004.

論文3：“Why kono akai hana and akai kono hana are both possible in Japanese: A word grammar account”，『神戸外大論叢』第54巻第4号, pp.1-14, 2003.

論文4：“Meaning in dictionaries: How best to incorporate lexical semantic information into dictionaries,”『神戸外大論叢』第53巻第3号, pp.31-49, 2002.

論文5：“Speculations on unsolved problems in word grammar”『神戸外大論叢』第50巻第3号, pp.5-24, 1999.

結果

調査した論文のすべてに不正（盗用）が認められた。

4. 処分内容

名誉教授称号の取消（2014年10月29日付）。

2014年10月31日
神戸市外国語大学
学長 船山 伸他

本学元教員の研究活動における不正行為に関する学長声明

本学に在籍していた教員が研究活動における不正行為を行っていたことが判明し、誠に残念であり、遺憾に思います。ここに関係各方面に対して深くお詫び申し上げます。

本来、研究者は本人の倫理観と良心、誠実性をもって研究・教育にあたることを前提としております。しかし、今回の事案においてそれが問われることになったことを大学として深刻に受け止めなければなりません。また、本学が当該元教員のキャリア形成の一端を担ってきた大学であったことは痛恨の極みであり、事態を重く認識しています。

本学として、今後二度とこのような不正行為が行われないよう、原因を調査・検証し、全学的な防止体制を整えて行かねばなりません。研究活動における不正行為は、到底許されるものではありません。文部科学省、日本学術振興会などの示す研究不正に対する指針も踏まえ、規程・体制の網羅的な構築、研究倫理研修、種々の啓発活動などを通して倫理意識のさらなる徹底を図り、不正行為を抑止する環境整備を進めてまいります。

神戸市外国語大学
平成26年10月23日

【元本学教授の研究不正行為（盗用）及びその対応について】

1. 経緯

- ・H26年1月14日 龍谷大学（当時在籍）に匿名の通報
- ・H26年3月28日 龍谷大学より本学在籍中の研究業績についての調査依頼
- ・H26年10月7日 研究不正について3大学で確認及び今後の対策を協議
- ・H26年10月31日 3大学による合同記者発表（於：京都大学記者クラブ）

2. 対象者経歴

- 菅山 謙正（すがや けんせい）(S27.11.19生:61歳) (英語学)
 - ・S50.4 神戸市外国語大学外国語学部英米学科 (S55.3卒業)
 - ・S55.4 " 大学院修士課程 (英語学専攻) (S57.3卒業)
 - ・S57.4 大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程 (英文学専攻) (S60.3退学)
(単位取得)
 - ◇S58.4 神戸市公立学校教員に採用 (神戸市外国語大学助手)
 - ◇S60.4 神戸市外国語大学 講師
 - ◇S62.4 " 助教授
 - ◇H6.4 " 教授
 - ◇H18.3 " 願いにより退職 (京都府立大学へ)
 - ◇H18.4 神戸市外国語大学名誉教授称号授与
 - ◇H18.4～H25.3 京都府立大学教授
 - ◇H25.4～H26.10 龍谷大学特任教授

3. 本学での対応と処分

- H26年4月～ 龍谷大学の依頼を受け、学内でチームを立ち上げ論文の調査を実施
 - ①本学在籍中の論文は約45本あるが、まずは、科学研究費補助金（日本学術振興会）を受けた研究論文から調査を始めた。
 - ②調査した5本の論文全てで先行研究からの盗用が認められた。
 - ③なお、残りの論文についても、引き続き調査を行う。
- H26年10月29日 神戸市外国語大学名誉教授称号の取り消し

4. 本学での不正防止対策等

- 研究不正（盗用等）の検証と防止に取り組むため、下記の対策を講じる。
 - ①外部委員を含む「論文不正検証委員会（仮称）」を設置し、本学における研究不正の実態と原因を探り、必要な対策の提言をいただく。
 - ②本学における不正防止対策のための諸規程を整備するため「不正防止対策WG」を設置する。（H26年10月13日設置）

5. その他

- 記者発表資料
- 研究不正の実態（H26.10.31現在）

大学名	在職期間	不正論文数(調査済数)	処分・対応
龍谷大学	2013年4月～2014年10月	2(2)	懲戒解雇処分（10月7日付）
京都府立大学	2006年4月～2013年3月	16(20)	名誉教授号取消（10月20日付）
神戸市外国語大学	1983年4月～2006年3月	5(5)	名誉教授号取消（10月29日付）

2015年4月28日

調査委員会委員長 山口治彦

菅山謙正氏の論文不正に関する報告

1. 概要

本報告は、菅山謙正氏の研究活動上の不正行為に関する調査報告である。菅山氏が神戸市外国语大学在職中に発表した研究論文（と論文に相当する業績）全40点のうち、現在入手可能な35点を調査対象とし、剽窃や不正な引用がないかどうかを調べた。また、菅山氏が近年に発表した論文についても、上記の論文と比較するために4点について調査した。

在職中に発表された論文で、本報告が取り上げたものは以下の通り（別表1も参照）。

1. 1983. "Cohesion in English re-analysed." 『神戸外大論叢』34:4, 7-25.
2. 1984a. "Components and derivation in functional grammar." 『人文論叢』12, 37-51.
(大阪市立大学大学院文学研究科)
3. 1984b. "Some notes on verb valency in English, Part I." 『神戸外大論叢』35:4, 5-21.
4. 1984c. "Reanalysis of cohesion in English." *Descriptive and Applied Linguistics* 17, 187-198. (国際基督教大学)
5. 1985. "More on object incorporation." 『神戸外大論叢』36:3, 1-17.
6. 1986a. "Problems in English syntax." 『神戸外大論叢』37:1-3, 87-108.
7. 1986b. "Object and object incorporation." *Descriptive and Applied Linguistics* 19, 231-241.
8. 1987a. "Word Grammar and British linguistics today," 『神戸外大論叢』38:3, 15-33.
9. 1987b. "Word Grammarにおけるinstanceとinheritance." 『語法研究と英語教育』9.
10. 1988a. "Some notes on verb valency in English, Part II." 『神戸外大論叢』39:1, 67-79.
11. 1988b. "COMP-trace EffectとWord Grammar." 六甲英語学研究会(編)『現代の言語研究』金星堂, 80-81.
12. 1989. 「英語の動詞 inquire について」 『神戸外大論叢』40:7, 1-17.
13. 1991a. "More on unaccusative Sino-Japanese complex predicates in Japanese." *UCL Working Papers in Linguistics* 3, 397-415.

14. 1991b. "English verb valency reconsidered." Feldbusch, E. et al. (eds.) *Neue Fragen der Linguistik*. Tübingen: Max Niemeyer. 233-242.
15. 1992a 「ワードグラマーの可能性」安井泉(編)『グラマー・テクスト・レトリック』くろしお出版. 33-62.
16. 1992b "A Word-Grammatical account of complements and adjuncts in Japanese: Interim report." 『神戸外大論叢』 43:4, 89-99.
17. 1993a. "The relation between syntactic and semantic valency in functional grammar." 『神戸外大論叢』 44:3, 39-59.
18. 1993b. 「epistemic must の命題内容は factual でなければならないか?」衣笠忠司ほか(編)『英語基礎語彙の文法』英宝社.
19. 1994. 「英語の'Missing Objects'について」 『英語語法文法研究』 1, 91-104.
20. 1995a. 「ワードグラマーによる英語の受動文の分析: 概観と問題点」『語法研究と英語教育』 17, 32-42.
21. 1995b. 「科学的な英文法とは何か」『神奈川大学言語研究』 18, 173-181.
22. 1996a. 「細胞が拡大する / ??拡大をする: ワードグラマーはいかにこれを解明するか」『尾崎寄春大沼雅彦両教授退官記念論文集』あぽろん社. 27-38.
23. 1998. 「*be to*構文の *be*について」小西友七先生傘寿記念論文集編集委員会(編)『現代英語の語法と文法: 小西友七先生傘寿記念論文集』大修館書店. 169-177.
24. 1999. "Speculations on unsolved problems in word grammar." 『神戸外大論叢』 50: 3, 5-24.
25. 2000. 「いわゆる繰り上げ動詞とコントロール動詞について」菅山謙正(編)『現代言語学の射程』英宝社.
26. 2002. "Meaning in dictionaries: How best to incorporate lexical semantic information into dictionaries." 『神戸外大論叢』 53: 3, 31-49.
27. 2003a. "The grammar of *be to*: From a Word Grammar point of view." 『神戸市外国語大学外国学研究』 55, 97-111.
28. 2003b. "Why *kono akai hana* and *akai kono hana* are both possible in Japanese: A word grammar account." 『神戸外大論叢』 54:4, 1-14.
29. 2004. "How discourse/cognitive factors can influence argument realisation: A case of object omission." 『神戸外大論叢』 55:3, 3-26.
30. 2005a. "Understood objects in Japanese and English: A Word Grammar account." 『神戸外大論叢』 56:2, 37-58.
31. 2005b. 「語彙意味論は辞書の意味記述に如何に貢献できるか」田中実, 神崎高明(編)『英語語法文法研究の新展開』英宝社.
32. 2005c. 「新しい標準英語の出現: 英国社会の変化と Estuary English」菅山謙正(編)

- 『変容する英語』世界思想社.
33. 2005d. 「ヨーロッパを席巻する英語」菅山謙正(編)『変容する英語』世界思想社.
 34. 2006a. "Understood objects in English and Japanese with reference to *eat* and *taberu*: A Word Grammar account." Sugayama, Kensei and Richard Hudson (eds.) *Word Grammar: New Perspectives on a Theory of Language Structure*. London: Continuum. 54-66.
 35. 2006b. "The grammar of *be to*: From a Word Grammar point of view." Sugayama, Kensei and Richard Hudson (eds.) *Word Grammar: New Perspectives on a Theory of Language Structure*. London: Continuum. 67-82.

その結果、12点の論文（1992b, 1995b, 1999, 2002, 2003a, 2003b, 2004, 2005a, 2005b, 2005d, 2006b；網掛けで示したもの）に盗用が認められた。総じて見ると、盗用の度合いは年々ひどくなる傾向にある。

1992b, 1999, そして 2003 における盗用は、菅山氏が師事した Richard Hudson の文章からのものである。Hudson が創始した Word Grammar に関する説明を行う際に Hudson の著作から文章を不正に引用し、本文において自分の説明として提示している。これらは、論文の前提部分（説明をおこなうための枠組み設定）における盗用である。

そして、2002, 2004, 2005a, 2005b, 2005d の論文では、Hudson の文章以外からも盗用が見られ、ことに 2004 年の論文では論文の根幹に関わる部分で盗用が見られる。

さらに、論文不正の全体像をつかむために、本委員会は氏が退職後に発表した論文 4 点についても調査を行った。

36. 2011. "The main determinants of sentence meaning: Verbs or constructions?" 『電子情報通信学会技術研究報告信学技報』110: 407, 37-42.
37. 2012a. "Review: The event structure of perception verbs by Nikolas Gisborne." *English Linguistics* 29:2, 528-544.
38. 2012b. "The grammar of *be to*: From a new Word Grammar point of view." *JELS* 29, 2012, 318-324.
39. 2013. "Furniture on its really peculiar behaviour: A functional account." 『日本言語学会第 147 回大会予稿集』106-111.

盗用部分が膨大になるため詳述することは避けるが、これら 4 点において菅山氏の不正は常態化し、盗用部分が本人の記述部分を量的に大きく凌駕するなど、盗用の度合いもさらに深刻なものになっている。

このように、1990 年代では部分的・限定的であった盗用が、年を追うごとにエスカレート

していったものと考えられる。

以下では、全業績を年代ごとに分け（1980 年代、1990 年代、2000 年代）、論文不正の実態について報告する。必要に応じて個々の論文に言及し、上記概要の裏付けを行う。

なお、当初、菅山氏の業績として本委員会に提示されたものは別表 2 のとおり。そのうち、学会における口頭発表や短い報告の類は調査対象から外し、研究論文ないしは論文に相当する業績のみに対象を絞った。論文と呼べるもので、本調査の対象から外した業績は以下の通り。

40. 1983b. "Some notes on place adverbials in English." *Queries* 20 (大阪市立大学大学院英文学会)
41. 1984d. 「場所を表す前置詞句の論理・意味的分析」*Queries* 21 (大阪市立大学大学院英文学会)
42. 1984d. "Locative PPs in English revisited." *Proceedings of the 8th Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society* (関西言語学会大会発表論文集)
43. 1988. "Three Aspects English Verb Valency." *Proceedings of the 12th Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society* (関西言語学会大会発表論文集)
44. 1996b. Semantic structure of *eat* and its Japanese equivalent *taberu*: A Word-Grammatical account. *Translation and Meaning* 4, 193-202. (Universitaire Pers Maastricht)
45. 2005e. 『Word Grammar 理論の研究』科学研究費成果報告書.

このうち、40-44 は、掲載誌が同人誌や大会発表論文集などであるために、入手が困難であった。また、45 に所収の菅山氏の論文は、26, 28, 34, 35 と（ほとんど）同一であるため、改めて取り上げる必要がなかった。

2. 1980 年代刊行の論文について

この時期に発表された論文（1983, 1984a, 1984b, 1984c, 1985, 1986a, 1986b, 1987a, 1988b, 1988a, 1988b, 1989）に関しては、論文不正を裏付ける明白な証拠は見出されなかつた。

3. 1990 年代刊行の論文について

1991a, 1991b, 1993a, 1993b, 1994, 1996a, 1998 については、論文不正を裏付ける証拠は見出されなかつた。他方、1992a, 1992b, 1995a, 1995b, 1999 の 5 点の論文に関しては、問

題が見られる。これらの論文5点について言及する。なかでも、1992b, 1995b, 1999の3点については、盗用が認められた。このうち、1992bと1999では、Richard Hudsonの文章から盗用が行われている。菅山氏の論文不正は、指導教官的な存在であるHudsonの文章を剽窃することからはじまったようだ。自らが信奉するWord Grammarの紹介を行う際に、その内輪意識からか引用が不適切になる傾向が窺える。

3.1 1992a 「ワードグラマーの可能性」について

Richard Hudsonの*English Word Grammar* (London: Blackwell, 1990)を参考にWord Grammarの概要を伝える部分が論文の大半を占める。その際、Hudsonの意見と自分の意見との書き分けが厳密に行われているわけではない。入門書的な書き方をするときにそのような著述態度が見られることもあるので、これをもって盗用と見なすことには躊躇を覚えるが、引用を行う際の厳密さが欠如していることは事実である。

3.2 1992b "A Word-Grammatical account of complements and adjuncts in Japanese"について

3.1節でも言及したHudson 1990から断りなく引用が行われている。91ページ3行目から94ページ27行目までの間の4ページ分に、上掲書203ページから206ページの記述が断続的に本文に挿入されている。90ページには、"Hudson (1990: 202-11) gives the following nine parameters to distinguish complements from adjuncts"とあり、その9つのパラメーターについて説明する箇所でHudsonの文章が使用されている。引用が行われていることは窺い知れるが、どこからどこまでが引用であるのか引用符などによる明示的な指定がない。また、出典箇所も記すことなく、本文に他者の文章がそのまま挿入されているので、盗用と断じるべきである。盗用部分は大まかに見積もって全体の20パーセントに相当する。

3.3 1995a 「ワードグラマーによる英語の受動文の分析：概観と問題点」について

副題に「概観と問題点」とあるが、概観するにあたって先行研究のどの部分を参考にしているのかが明瞭ではない。明確な盗用の証拠は見出せなかったが、意見の書き分けが不十分である。

3.4 1995b 「科学的な英文法とは何か」について

例に関して不適切な引用が見られた。例の(24), (29), (30), (31), (32), (33)は、すべてZwickyの論文 (Zwicky, Arnold. "Auxiliary reduction in English" *Linguistic Inquiry* 1, 323-336, 1970) の334ページから採られたものだが、その旨の断りがない。軽率なミスとするには、例の数が多すぎるよう思う。ただし、これらの例文をつかった議論の展開は、Zwicky論文とは異なるもので、主張内容に関しては盗用の証拠は見出されなかった。盗用部分が全体に占める割合は5パーセント程度である。

3.5 1999 "Speculations on unsolved problems in word grammar" について

この論文では、1992b と同様、Hudson の文章から盗用が行われている。

論文冒頭部分 (p. 5, 本文の 1 行目) から p. 6, 2 行目までの部分 ("Word grammar is a theory of language structure ... and there is now a workable notation") では、Hudson によるウェブサイト (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/wg.htm>) の "Historical background to Word Grammar" と題された項の文章が、ほぼそのままの形で地の文で使用されている。引用であることを明記しておらず、盗用と認められる。

以下の箇所にも同様の無断使用は見受けられる (引用元はすべて Hudson によるウェブサイト) :

- p. 5 下から 3 行目から p. 6, 1 行目 ("His exploration into various general ideas ... in the 1984 book *Word Grammar*")
- p. 6, 3 行目から p. 7, 11 行目 ("Here are the main ideas, ... the speaker of sidewalk is an American (from sociolinguistics)")
- p. 7, 下から 5 行目から p. 9, 10 行目までの部分 ("Valent is a fundamental grammatical relationship ... the number of possible complements varies")

なお、p. 6, 3 行目から p. 7, 11 行目に関して筆者は、"most of which come from the latest version of WG (Hudson, 1988)" (p. 6, 3-4 行目) という但し書きを付している。これは引用であることを断わっているようにも解釈できるが、引用の範囲および程度の指定 (どの個所からの引用なのか、直接引用なのか要約的な引用なのか) が不明確であり、適切な方式に則った引用と判断するには不十分である。

盗用が全体に占める割合は 20 パーセント程度である。

4. 2000 年代刊行の論文について

この時期に刊行された 11 点の論文のうち 9 点から盗用が認められた。盗用が常態化し、盗用の質もより深刻なものになっているものが見受けられる。90 年代の論文では、おもに論文の説明基盤である Word Grammar の枠組みを示すために、Word Grammar の創始者 R. Hudson の文章から不正な引用が行われていた。これは、論文の前提部分における盗用であった。しかし、2000 年代の論文では、盗用は論文の主要部分にも及ぶことがある。以下、それぞれの論文について言及する。

4.1 2000 「いわゆる繰り上げ動詞とコントロール動詞について」について

この論文の4節 (p.198-205) は、すべてHudsonによる記述 ("Raising" *An Encyclopedia of English Grammar and Word Grammar*)

<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc-contents.htm>) の内容を和訳して加筆したもので、論の展開も用例もまったく同じである。現在参照できるバージョンは問題の論文の発行後のものであるが、その前から存在していたものと思われる。Word Grammar の分析の紹介部分であるので同理論の研究者の間では共有された知識なのかもしれないが、類似の程度が高く、剽窃と見做さざるをえない。

また、例についても不正な引用が見られる。p.192 の (3), (4) は、Sag and Pollard論文 (Sag, Ivan and Carl Pollard (1991) "An Integrated Theory of Complement Control," *Language* 67:1, pp.63-113.) の (1), (2) における例文と同一であるが、その旨の断りがない。盗用が全体に占める割合は30パーセント程度に及ぶ。

4.2 2002 "Meaning in Dictionaries: How Best to Incorporate Lexical Semantic Information into Dictionaries" について

この論文では、Hudson の著作以外からの盗用が認められる。その意味において盗用が深刻化したことを窺わせる。盗用が全体に占める割合は5パーセント程度である。以下に不正引用について該当箇所を挙げる。

- 38 ページ 20 行から 26 行目までの記述 ("Following Pustejovsky (1995), ... specifies the relation between arguments of the verb") は Fong ほかの論文 (Fong, Sandiway, Christiane Fellbaum, and David Lebeaux. "Shadows: A Type of Non-Subcategorized Object." *Proceedings of the First International Workshop on Generative Approaches to the Lexicon.* 2001.) の記述 (p. 1) に酷似している (菅山論文における 66 語中の 62 語が共通)。しかも、問題の Fong たちの論文は参考文献リストに言及されていない。
- 38 ページ 26 行から 39 ページ 3 行目までの部分 ("For example, *sweep* of activity sense ...without anything being on it.") は Malka Rappaport Hovav と Beth Levin の共著論文 ("Building verb meanings." In Butt, M. and Geuder, W. (eds.) *The Projection of Arguments.* CSLI, Chicago. 1998, 97-134.) の文章 (p.114) と非常に似通っている。ただし、この文献については直前で言及されており、同文献における見方を紹介したと見なすことができなくはない。そうだとしても、はつきりと引用とするか、独自の文章で要約しなおすべきで、論文の書き方としては不適切であると言わざるをえない。
- 47 ページ 8 行から 9 行目 ("Hyponym chains are easy ...to that of its hyponyms.") は、Richard A. Hudson の著書 *Word Meaning* (Routledge, London, 1995, p.15)

の文章と酷似している。

- データについても以下のように盗用があった。以下は、菅山氏の論文 p.35-36 に挙げられている例について、Rappaport Hovav and Levin の対応する例文番号を付したものである。

- a. Terry swept. [= p.115, (27b)]
- d. Terry swept the floor. [= p.115, (27a)]
- p. Phil swept the crumbs onto the floor. [= p.120, (38a)]
- q. Phil swept the crumbs off the table. [= p.120, (38b)]
- r. *Phil swept the crumbs. [= p.120, (40)]

菅山氏は p.34 において「参照元が示されていないものは自分でインフォーマントから採取した」という趣旨の記述をしている。しかし実際には、すべて一般的な例文であるとは言え、Rappaport Hovav and Levin の論文から借用していることについて言及しておくべきであろう。

4.3 2003a "The grammar of *be to*: From a Word Grammar point of view" について

この論文には、Hudson の *Encyclopedia of Word Grammar and English Grammar*, (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc2010/articles/default-inheritance.htm>)からの盗用が確認された。以下が該当の文面である。

The idea of “contradicting” can be spelt out more precisely, but the idea here should be clear. In a nutshell, the Inheritance Principle says that a fact about one concept C can be inherited by any instance C' of C unless it is contradicted by another specific fact about C'. (p. 100)

好意的に解釈すれば、Hudson からの引用の直後に当たるところであるので、引用の続きと言えなくもないが、通常は著者自身のことばが書かれるべきところ（地の文）に置かれている。したがって、盗用と認めるのが妥当である。盗用が全体に占める割合は、1パーセント程度である。

4.4 2003b "Why *Kono Akai Hana* and *Akai Kono Hana* are Both Possible in Japanese: A Word Grammar Account" について

この論文で判明した盗用は、すべて Hudson の文章 (*Encyclopedia of Word Grammar and English Grammar*) から行われている。以下に該当箇所と引用された項目名・URL を挙げる。盗用が全体に占める割合は 25 パーセント程度。

- ・2ページ4行から10行、および2ページ14行から3ページ24行は、"Word Grammar"の項目 (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/wg.htm>) における記述と重なる。なお、2ページ14行から3ページ24行については、"Here are the main ideas, most of which come from the latest version of the WG Homepage"というふうに、引用であることは明記されている。しかし、取り上げられた"the main ideas"は、すべて上記の *Encyclopedia* からの引用で、オリジナルの記述がまったく見られない。したがって、正確には"most of which"ではなく、"all of which"とせねばならない。各項目の順序は入れ替えてあり、一見したところ、そのまま抜き出したようには見えない。
- ・5ページの脚注4は"The No-tangling Principle"の項目の文章 (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc2010/articles/no-tangling-principle.htm>) と一致する。
- ・7ページ16から22行および11ページ7行から23行は、それぞれ"precedence concord" (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc-contents.htm>) と "surface structure" (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc2010/articles/surface-structure.htm>) の記述と一致する。
- ・11ページ23行から12ページ21行までのほとんどの部分、および注6は"landmark" (<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc2010/articles/landmark.htm>) の記述を断りなく利用している。

4.5 2004 "How Discourse/Cognitive Factors can Influence Argument Realisation: A Case of Object Omission"について

この論文では、論文が主張する主要部分に関しても盗用が認められる。盗用が質的にさらに深刻化したことを見わせる。

論文中に提示された"Principle of Omission"とその改訂版"Principle of Omission (revised)"は、本論文の主要な論点に直結するものであるが、このうち Principle of Omission は実質的に Goldberg の"Principle of Omission under Low Discourse Prominence" (Goldberg, A. "Patient arguments of causative verbs can be omitted: The role of information structure in argument distribution. *Language Sciences* 23, 2001, 503-524) をパラフレーズしたものである。しかし、そのことについては一切言及がない。また Goldberg の"Principle of Omission under Low Discourse Prominence"の核心部分が、p.18 にそのまま地の文として現れるが、そこでも引用、参照等の表示はまったくなされていない。

さらに、先行研究を紹介と検討する第1節から第5節では、紹介の対象としている研究者の文献からの文章の引用元を明示しない盗用が随所に見られる。同様に、Langacker の認知文法 (Cognitive Grammar) の道具立てに基づく説明 (第6節前半)においても、Langacker

の論文の表現をそのまま借用している箇所が散見される。盗用が全体に占める割合は 20 パーセント程度である。

4.6 2005a "Understood Objects in Japanese and English" について

本論文は、その内容も文章も、菅山氏による別の論文 ("Understood objects in English and Japanese with reference to eat and taberu: A word grammar account" Sugayama, Kensei and Richard A. Hudson (eds.) *Word Grammar: Perspectives on a Theory of Language Structure*. Bloomsbury Academic. 2006, 54-66) と酷似しており、独立した業績とは認められない。本論文は、上掲の 2006 年の論文に若干の補筆を行ったものが、2006 年の論文よりも先に別の独立した論文として出版されたものと考えられる。Hudson と共に編の論文集に収められた 2006 には盗用が認められなかったが、2006 に補筆を行った 2005 には、その補筆部分にほかの研究者からの盗用が見られる。

まず、Velasco and Muñoz の 2002 の論文 (Velasco, Daniel García and Carmen Portero Muñoz. 2002. "Understood objects in functional grammar" *WPFG (Working Papers in Functional Grammar)* 76. (http://home.hum.uva.nl/fg/working_papers/WPFG76.pdf)) からの盗用と考えられる箇所が 2 か所あった。ひとつは本論文の冒頭の段落で、これは Velasco and Muñoz 論文の 7 ページの記述と同一であるが、引用であるとの記述はない。また、参考文献表にも同論文は挙っていない。さらに、40 ページの 12 行から 15 行にかけての記述も Velasco and Muñoz 論文 8-9 ページの記述から不正に引用されており、菅山のことばとして提示されているのは問題である。

もうひとつの盗用は菅山氏の指導者・共同研究者でもある Richard Hudson の文章から行われている。42 ページ 18 行から 27 行まで、および 43 ページ 13 行から 44 ページ 22 行までが該当箇所で、Hudson の *Encyclopedia of Word Grammar and English Grammar* の "Word Grammar" の項目

(<http://www.phon.ucl.ac.uk/home/dick/enc2010/articles/word-grammar.htm>) がその出典である。

盗用が全体に占める割合は 10 パーセント程度である。

4.7 2005b 「語彙意味論は辞書の意味記述に如何に貢献できるか」について

第 5 節の「語彙意味論による sweep の記述」に剽窃が確認された。盗用元論文は Rappaport Hovav, M. and Levin, B. (1998) "Building Verb Meanings" In Butt, M. and Geuder, W. (eds.) *The Projection of Arguments*. CSLI. 97-104 である。

著者が sweep の activity sense として提示している意味表示(4a)は、上掲論文 RH&L の(26)と同一であるが、そのことについての言及はない。同様に、removal sense として提示している(6a)は、RH&L の(37)と同一であるが、ここでもそのことに対する言及はない。

また、著者が change of state sense の意味表示として提示している(5a)は、RH&L の(32)を一部改変したものである。具体的には例文(5b)だけでなく(5c)も扱えるように、原論文の「y」を「y/z」と修正している。この修正が分析としての改善と言えるかどうかはともかく、修正自体は著者のオリジナルなものと言って差し支えない。しかし先行研究の(32)に依拠していることを明記しないのは問題である。

RH&L の論文は、本論文の参考文献欄に掲載されており、著者がこの論文を参照したことは明らかである。すなわち、以上の点に著者が気づいていなかつたとは考えにくく、著者は自覚した上で上記のような記述をしたと考えるのが自然である。

盗用が全体に占める割合は 1 パーセント程度である。

4.8 2005c 「新しい標準英語の出現：英國社会の変化と Estuary English」について

この章の記述に盗用と明白に断定できる記述は見当たらなかった。筆者オリジナルの主張が少ないこともあって、参考にした文献の情報は細かく指定されている。しかし、定説となっている部分と自身の記述との区別が明確ではないところには、問題がないわけではない。また、141 ページの図 5-3 は、先行研究にこれと類似する図はしばしば見かけるが、特定のどの文献を参考にしたかの断りはない。

4.9 2005d 「ヨーロッパを席巻する英語」について

163 ページ 3 行目から 164 ページ 5 行目までの記述内容は、John Tagliabue が 1998 年 7 月 19 日付で *New York Times* に書いた記事 "The World: Achtung! English Spoken Here: In Europe, Steps Toward a Common Language" (<http://www.nytimes.com/1998/07/19/weekinreview/the-world-achtung-english-spoken-here-in-europe-steps-toward-a-common-language.html?pagewanted=1>) から採られたものだが、その旨をきちんと断っていない。この一節に先立つ 161 ページ 13 行目から 163 ページ 2 行目までの 2 ページ弱の部分は、同じ Tagliabue の記事の内容紹介という形で、テクストを右に寄せて本文とは区別して Tagliabue の論点を箇条書きで提示している。その後に来るのが当該の部分なのだが、右寄せした部分と同じく Tagliabue からの引用であるのに、右寄せせず本文と同じ体裁で（つまり自分の意見として）主張を行っている。これは盗用と言わざるをえない。盗用と認められる箇所がこの章に占める割合は 5 パーセント程度である。

4.10 2006a. "Understood objects in English and Japanese with reference to eat and taberu: A Word Grammar account" について

この論文に明白な盗用の証拠は認められなかった。菅山氏の論文盗用の多くがこの論文が所収された論文集の共編者 Richard Hudson の文章からなされていることを考えると、この論文に盗用が認められないのは、ある意味当然かもしれない。

4.11 2006b "The grammar of be to: From a Word Grammar point of view"について

この論文は、若干の字句の異同や削除された部分を除き、基本的に2003aの論文と同一である。したがって、独立した1本の業績と認めることはできない。本論文は、2006aと同様、Richard Hudsonとの共編の論文集に収められているが、4.3節で記したように、そのHudsonからの盗用が1箇所認められる。盗用箇所がこの論文に占める割合は1パーセント程度である。

5. まとめ

以上、本調査は、神戸市外国語大学在職中（1983-2006年）に刊行された論文40点のうち、入手可能な合計35点の論文について調査を行った。また、退職後の論文4点についても盗用の全体像をつかむために調査を行った。その結果、在職中発表の論文12点と退職後の論文4点に不正が認められた。

80年代に発表された初期の論文には、明白な盗用の証拠は見出されなかった。他方、90年代以降に発表された論文の中には、盗用の証拠が認められるものがあった。当初、論文の前提部分に関して限定的に行われていた盗用は、次第に深刻化し、2000年代発表の論文においては、盗用は主要な主張点に及ぶこともあり、盗用の頻度も高まっている。さらに、退職後に発表された近年の論文における盗用の度合いははなはだしく、盗用箇所が論文の大部分を占めるものすらある。

ここで取り扱った不正行為は、そのすべてを執筆上の軽率な引用ミスとして片付けることは、到底不可能である。盗用が行われていることに疑いを差し挟む余地はない。菅山謙正氏の論文に重大な不正行為があったことをここに報告する。

番号	分類	書名	発行元	年次
1	記事・論文	Cohesion in English Re-analysed	神戸外大論叢 34(4)	1983
2	記事・論文	Some Notes on Place Adverbials in English	Queries 第20号	1983 入手不可(個人誌)
3	記事・論文	Components and Derivation in Functional Grammar	人文論叢 第12号	1984a
4	記事・論文	Some Notes on Verb Valency in English-1-[邦文]	神戸外大論叢 35(4)	1984b
5	記事・論文	Reanalysis of Cohesion in English	Descriptive and Applied Linguistics	1984c
6	記事・論文	場所を表す前置詞句の論理・意味的分析	Queries 第21号	1984d 入手不可(個人誌)
7	記事・論文	Locative PPs in English Revisited	Proceedings of the 8th Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society	1984e
8	記事・論文	More on Object Incorporation	神戸外大論叢 36(3)	1985
9	記事・論文	Problems in English Syntax	神戸外大論叢 37(1~3)	1986a
10	記事・論文	Object and Object Incorporation	Descriptive and Applied Linguistics	1986b
11	記事・論文	Word Grammar and British Linguistics Today [邦文]	神戸外大論叢 38(3)	1987a
12	記事・論文	Word GrammarにおけるInstance & Inheritance	語法研究と英語教育 第9号	1987b
13	記事・論文	Some Notes on Verb Valency in English [邦文]	神戸外大論叢 39(1)	1988a 入手不可(個人誌)
14	記事・論文	COMP-trace EffectとWord Grammar	六甲英語学研究(編)『現代の言語研究』 金星堂	1988b
15	記事・論文	Three Aspects English Verb Valency	Proceedings of the 12th Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society	1988c
16	記事・論文	英語の動詞inquireについて	神戸外大論叢 40(7)	1989
17	記事・論文	More on Unaccusative Sino-Japanese Complex Predicates in Japanese	UCL Working Papers in Linguistics VOL3(Department of Linguistics, University College London)	1991a
18	記事・論文	English Verb Valency Reconsidered	Neue Fragen der Linguistik(Feldbusch,E. et al. Max Niemeyer Tübingen)	1991b
19	図書	ワードグラマーの可能性	安井泉(編)『グラマー・テクスト・レトリック』 くろしお出版	1992a
20				
21	記事・論文	The Relation between Syntactic and Semantic Valency in Functional Grammar	神戸外大論叢 44(3)	1993a
22	図書	epistemic <i>must</i> の命題内容はfactualでなければならないか?	衣笠忠司ほか(編)『英語基礎語彙の文法』美宝社 会編(通号1)	1993b
23	記事・論文	英語の"Missing Objects"について	英語語法研究 / 英語語法文法学 会編(通号1)	1994
24	記事・論文	ワードグラマーによる英語の受動文の分析: 概観と問題点	語法研究と英語教育 第17号 32-42	1995a
25				

26	図書	「細胞が拡大する／？細胞にこれを説明するか」	尾崎寄春大沼雅彦(編)『星崎寄春大沼雅彦 教授退官記念論文集』あぽろん社 1996a
27	記事・論文	Semantic structure of eat and its Japanese equivalent taberu: A Word-Grammatical account	入手不可
28	図書	be to構文のobligativityについて	小西友七先生傘寿記念論文集編集委員会(編)『現代英語の語法と文法: 小西友七先生傘寿記念論文集』大修館書店 1998
29	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第1号 1995
30	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第2号 1996
31	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第3号 1996
32	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第4号 1996
33	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第5号 1996
34	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第6号 1996
35	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第7号 1996
36	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第8号 1996
37	図書	新しい標準英語の出現: 英国社会の変化とEstuary English	菅山謙正(編)『変容する英語』世界思想 2005c
38	論文	日本語の「吃」と英語の「eat」の構造的類似性	尾崎寄春(編)『語法研究』第9号 1996
39	論文	『Word Grammar』理論の研究	科学研究所 成果報告書 Kehler, Sugiyama and Richard Nuttal 2005e
40	論文	Understood objects in English and Japanese with reference to eat and taberu: A Word Grammar account	尾崎寄春(編)『語法研究』第10号 (eds.) Word Grammar: New Perspectives on a Theory of Language 2006a
41			2002bとほぼ同一。
42			これ以降、外大時代以
43			
44			
45			
46			

番号	分類	書名	発行元	年次
1	国際学会発表	NCGs and Inaccuracy: A Word Grammatical Point of View	AGB 1998 Autumn Meeting Programme and Abstracts	1998 学会での口頭発表
2	国際学会発表	Semantic Structure of Eat and Its Japanese Equivalent Taberu A Word-Grammatical Account	Book of Abstracts: The 9th International Conference of the EAJS Laiti, Finland	2000 学会での口頭発表
3	国際学会発表	The Grammar of Be-to: A Word-Grammatical Account	Book of Abstracts: International Conference on Modality in Contemporary English, University of Verona, Italy	2001 学会での口頭発表
4	国際学会発表	How Discourse Factors Can Influence Argument Realisation: A Case of Object Omission	Book of Abstracts: 35th Meeting of the Societas Linguistica Europaea, University of Potsdam, Germany	2002 学会での口頭発表
5	国際学会発表	Why Kono akai hana and i kono hana Are Both Possible in Japanese? A Word Grammar Account	Book of Abstracts: 14th Annual International Conference of the EAJS Warsaw, Poland	2003 学会での口頭発表
6	国際学会発表	A Word Grammar Account of Kono akai hana and i kono hana	Books of Abstracts: 14th Annual International Conference of the Southeast Asian Linguistics Society	2004 学会での口頭発表
7	国際学会発表	How Discourse/Cognitive Factors Can Influence Argument Realisation: A Case of Object Omission	Books of Abstracts: 2004 International Conference on English Linguistics, Seoul, Korea	2004 学会での口頭発表
8	国際学会発表	How to make EFL dictionaries more user-friendly: An approach from Lexical Semantics	Book of Abstracts: The Macmillan Colloquium on Learners' Dictionaries Today	2004 学会での口頭発表
9	国際学会発表	A Lexical Semantics Approach to Designing a More User-Friendly EFL Dictionary	Words in Asian Cultural Context	2005 学会での口頭発表
10	国際学会発表	The Grammar of Be To From a WG point of view	Abstracts: International Conference on the Linguistics of Contemporary	2005 学会での口頭発表
11	国際学会発表	Understood Objects in Japanese and English: A Word Grammar Account	LAGB Abstracts 2005	2005 学会での口頭発表
12	国内学会報告	A Logico-Semantic Analysis of Locative PPs in English	言語研究第85号	1984 学会での口頭発表(の報告)
13	国内学会報告	The COMP-trace Effect and Word Grammar	言語研究第93号	1988 学会での口頭発表(の報告)
14	国内学会報告	be-to 構文の [be]について	言語研究第13号	1998 学会での口頭発表(の報告)
15	書評論文	「英文学研究」第69巻2号	日本英文学会	1993 書評
16	記事・論文	Cohesion in English Re-analysed	神戸外大論叢 34(4)	1983
17	記事・論文	Some Notes on Place Adverbials in English	Querries 第20号	1983 入手不可(個人誌)
18	記事・論文	A Logico-Semantic Analysis of Locative PPs in English	言語研究 1984(85)	1984 12に同じ。論文ではない。
19	記事・論文	Some Notes on Verb Valency in English-1-[邦文]	神戸外大論叢 35(4)	1984

20	記事・論文	Reanalysis of Cohesion in English 場所を表す前置詞句の論理・意味的分析	Descriptive and Applied Linguistics VOL17	1984
21	記事・論文	Queries 第21号	入手不可(個人誌)	1984
22	記事・論文	Components and Derivation in Functional Grammar	人文論叢 第12号	1984
23	記事・論文	Locative PPs in English Revisited	Proceedings of the 8th Annual Meeting of the Kansai Linguistic	1984
24	記事・論文	More on Object Incorporation	神戸外大論叢 36(3)	1985
25	記事・論文	Problems in English Syntax	神戸外大論叢 37(1~3)	1986
26	記事・論文	Object and Object Incorporation	Descriptive and Applied Linguistics Vol19	1986
27	記事・論文	Word Grammar and British Linguistics Today[邦文]	神戸外大論叢 38(3)	1987
28	記事・論文	Word GrammarにおけるInstance & Inheritance	語法研究と英語教育 第9号	1987
29	記事・論文	Some Notes on Verb Valency in English Part II[邦文]	神戸外大論叢 39(1)	1988
30	記事・論文	The COMP-trace Effect and Word Grammar	言語研究 988(93)	1988
31	記事・論文	Three Aspects English Verb Valency	Proceedings of the 12th Annual Meeting of the Kansai Linguistic Society	1988
32	記事・論文	COMP-trace EffectとWord Grammar 英語の動詞inquireについて	(六甲英語学研究 金星堂) 神戸外大論叢 40(7)	1988
33	記事・論文	More on Unaccusative Sino-Japanese Complex Predicates in Japanese	UCL Working Papers in Linguistics VOL3(Department of Linguistics, University College London)	1989
34	記事・論文	English Verb Valency Reconsidered	Newe Fragen der Linguistik(Feldbusch,E. et al ,Max Nimeyer,Tubingen)	1991
35	記事・論文	A Word-Grammatical Account of Complements and Adjuncts in Japanese—Interim Report	Linguistika,Feldbusch,E. et al ,Max Nimeyer,Tubingen)	1991
36	記事・論文	English Word Grammar/Richard Hudson(1990)	英文學研究 69(2)	1992
37	記事・論文	The Relation between Syntactic and Semantic Valency in Functional Grammar	書評	1993
38	記事・論文	英語の"Missing Objects"について	神戸外大論叢 44(3)	1993
39	記事・論文	ワードグラマーによる英語の受動文の分析—概観と問題点	英語語法文法研究 / 英語語法文法 学会編(通号1)	1994
40	記事・論文	科学的な英文法とは何か	語法研究と英語教育 第17号	1994
41	記事・論文	Semantic Structure of Eat and Its Japanese Equivalent Taberu:A Word-Grammatical Account	神奈川大学言語研究 18	1995
42	記事・論文	【IBCUAの本】風水	Translation and Meaning,Part4.Universitaire Pers Maastricht	1996
43	記事・論文	Word Grammarと言語学の緊迫感	一般書における短文	1998

44	記事・論文	Speculations on Unsolved Problems in Word Grammar 最近の言語研究と英文法(現代英文学研究会各研究プロジェクト研究集録)	神戸外大論叢 50(7) (通号 293)	1999
45	記事・論文	JACEI Kansai Journal (6) 3ページに満たない報告書	JACEI Kansai Journal (6)	2001
46	記事・論文	Meaning in Dictionaries: How best to incorporate lexical semantic information into dictionaries	神戸外大論叢 53(3) (通号 310)	2002
47	記事・論文	The Grammar of Be To: From a Word Grammar Point of View Introduction	神戸市外國語大学外國学研究 55 神戸市外國語大学外國学研究 55	2003
48	記事・論文	編集者のはしがき	神戸外大論叢 55 神戸外大論叢 55	2003
49	記事・論文	Why kono akai hana and akai kono hana Are Both Possible in Japanese: A Word Grammar Account 語法研究 (扶桑文化他動詞の目的語は省略すべきか? event prominenceからの考察)	神戸外大論叢 54(4) (通号 318) 英語青年 149(1) (通号 1850)	2003 見開き2ページの短文
50	記事・論文	論文研究 (扶桑文化他動詞の目的語は省略すべきか? event prominenceからの考察)	英語青年 149(1) (通号 1850)	2003
51	記事・論文	How Discourse/Cognitive Factors Can Influence Argument Realisation: A Case of Object Omission Understood Objects in Japanese and English: A Word Grammar Account	神戸外大論叢 55(3) (通号 324)	2004
52	記事・論文	Understood Objects in Japanese and English: A Word Grammar Account	神戸外大論叢 56(2) (通号 330)	2005
53	論文	外大外語系国際化国語大学を誰が運営するのか? 論文研究 (扶桑文化他動詞の目的語は省略すべきか? event prominenceからの考察)	神戸外大論叢 57(6) (通号 341)	2006
54	論文	英語青年 150(1) (1555)	研究社英語青年社	1997
55	論文	英語青年 151(1) (1603)	研究社英語青年社	1998
56	論文	英語青年 152(1) (1712)	研究社英語青年社	1999
57	論文	英語論文法文法研究 (1)	英語論文法文法研究会	1999
58	図書	グラマーテクスト・レトリック	くろしお出版	1992
59	図書	英語基礎語彙の文法(epistemic mustの命題内容はfactualでなければならないか?)	英宝社	1993
60	図書	尾崎寄春大沼雅彦両教授退官記念論文集 「細胞が拡大するノ? 細胞が拡大をする」ワードグラマーはいかにこれを説明するか	奈良女子大学文学部英語・英米文学科, 尾崎寄春大沼雅彦両教授退官記念論文集刊行委員会 編あばろん社	1996
61	図書	現代英語の語法と文法: 小西友七先生傘寿記念論文集 be to構文のbelについて	小西友七先生傘寿記念論文集編集委員会 編 大修館書店	1998
62	図書	現代言語学の射程(いわゆる縦り上げ動詞とコントロール動詞について)	英宝社	2000
63	図書	ことばの意味から文の姿を探る 英語語彙意味論の演習	英宝社	2002 教科書
64	図書	Studies in word grammar: reports on word grammar 英語語法文法研究の新展開 (語彙意味論は辞書の意味記述に如何に貢献できるか)	神戸市外國語大学外國学研究 55 田中美, 神崎高明 共編 英宝社	2003 47と同じ
65	図書	変容する英語 (新しい標準英語の出現—英國社会の変化とEstuary English)	世界思想社	2005
66	図書	Word Grammar理論の研究	吉原賛成著報告	2005
67	図書	46, 47, 49, 52を所収		

68 図書

Word grammar : new perspectives on a theory of language
structure / edited by Kensei Sugayama and Richard Hudson

Continuum Publications Ltd

2006 47と52を所収

2015年3月16日

研究倫理に関する学長ヒアリング結果の報告

学長 船山伸他

2014年12月から2015年3月にかけて、研究倫理に関するヒアリングを教員全員（休職中、在外研究中を除く83名）と1対1の面談形式により学長室で行った。1人当たり30分の予定であったが、時間が大幅に超過することもあった。次の3つの質問項目を事前に通知し、それらにしたがって聞き取りを進めた。

- (1) 研究倫理はどこで身に付けましたか。
- (2) 自身の研究業績の質と量をどのように自己評価していますか。
- (3) 他人の研究に不正の疑いを感じたことがありますか。

最初の質問に対しては、院生時代に自然に身に付けたという回答が多かった。欧米で育ったり、あるいは留学して修士号などを取得した教員は研究不正に関する具体的な指示・教育を受けた場合が多く、自身が教育する立場になっても同様な教育的態度を示すことが多いようである。

ヒアリング全体を通して確認できたことは、研究不正の具体的な捉え方が分野によって異なる点である。ひとつの資料・文献に関して多くの研究者が長い年月研究を重ねている分野では先行研究からの引用を悉く明記することは実際上難しい場合もあるのに対し、新しいデータを提供することが重要な分野ではデータそのものの正しさが前提となり、捏造などの不正がわかりやすい問題となる。他国の研究者との関わりや被調査者の同意を求ることなどを含め、分野によって状況はさらに多様であるが、ヒアリングを通して各教員がそれぞれの研究分野の特質を十分に理解し、不正に与しない自覚を持っていることが確認できた。

質問(2)は、研究業績を積むにあたり過度な焦りがないかを確かめようとしたものであったが、結果的に、自分なりに着実なペースで研究を進めたいという姿勢を表明してもらうことが多かった。特に若い研究者がポストを求めて“焦る”場合が不正行為に結びつく可能性が一般的にあるが、本学の教員についてはそのような可能性は認められなかった。

質問(3)に関連して、“盗用された”経験を1割以上の教員から聞いたことは驚きであった。そのようなケースをどう処理したかは様々であったが、逆に、不正の疑いに決着をつけることが難しい現状も浮かび上がった。どういう行為を無断引用と看做すかは最初の質問(1)で出てきた研究分野間の違いにも関係するが、口頭発表と公刊論文のステータスの区別、それらの時間的前後関係の捉え方など、盗用の白黒をはっきりさせることが難しい場合がある。そのような状況を経験した教員、あるいはそのような話を聞いたことのある教員は研究発表の仕方などを考える際にそのような点にも注意しているようである。

質問（3）に関連して、レポート作成における学生のコピペーストの状況についても尋ねた。学部学生にレポートを課した場合、やはりコピペが発生するが、そのような可能性が出る課題は与えない策を講じたり、事前に対応方針を明言し、警告を発している教員がほとんどであることがわかった。また、学部生と院生の扱いに違いを認め、院生に対しては日頃からの指導を徹底する必要性をどの教員も感じていた。

学会の査読委員を経験した教員からは、複数の学術誌への重複投稿が指摘された。その指摘の多さから、これはそれほど稀なことではないと考えられる。倫理的な問題とも思えるが、研究不正につながる面もあると考えられる。自分の著作であっても、部分的に表現を変えたり構成を変えたりして別の論文に仕立てる加工は他人の著作物を部分的に盗む感覚に通じるように見える。

予め設定した質問に加えて、菅山氏の研究不正についての感想も尋ねた。本人と同時期に在職していた教員には彼をどのように捉えていたかについても自由に語ってもらった。

今回発覚したことに対する反応としては、「びっくりした」「なぜそういうことをしたのかわからない」という声がほとんどであった。そのような印象は無断引用の考え方が彼独特のものであったことを示すと共に、ワードグラマーという彼の研究的枠組みを自分の枠組みとする教員はいないとしても、近い領域を研究している教員はなぜ気が付かなかつたのかという疑問にもつながる。その点については、周りの者が彼の著作物に关心を持ったり、彼とコミュニケーションを取りたいという気持ちを持ったりする気にさせない尊大なところがあつたことが指摘されている。

以上、研究不正についての経験、考え方、姿勢を教員の一人ひとりから個別に聴取することによっていろいろな研究分野の状況に関する情報を得たと共に、その対話を通じて教員一人ひとりの研究倫理の確かさを感じることができた。本学が今後研究不正事案を引き起こすことがない組織になるためにヒアリングにおいて表明された各教員の自覚が堅持されることを願う。

【関係教職員ヒアリング】

1. 趣旨

菅山元教授と同時期に在籍した教職員に当時の状況や心当たり等について、確認を行った。

2. 日時

- ①2014年10月29日
- ②2014年11月12日

3. 要旨

- 本学卒業生として、在学中から優秀な学生との評判があった。
- 気難しい印象があった。
- K先生門下のエースのような存在になり、皆の目が甘くなっていたように感じる。
- 敵が多かったのではないか。
- 自分でリードしていきたいタイプ。
- エリート意識が強い。
- いろいろと理想像があり、理想に向けては人に見せない形で努力していた。努力家。
- 学生にすごく詳しく教えていた。学生には熱心だった。
- 研究に関して不正しているという感じはなかった。まじめでよく勉強する人だった。

【不正防止対策WG】

1. 策定中の諸規程

- ①行動規範
- ②不正行為防止規程
- ③公的研究費の管理・監査等規程
- ④不正防止計画

公立大学法人神戸市外国語大学における研究行動規範

2015年4月1日
規程第2号

本来、大学は、日本国憲法第23条に規定される学問の自由を享受する主体である。学問の自由には、学術研究の自由、研究成果発表の自由、及び教授の自由が内包されると考えられる。このような権利が大学に付与される所以は、何であろうか。いかなる外部からの圧力にも屈することなく、社会の発展と人類の幸福のために真理を探求し新たな知を創造していく点にこそ、大学の存在意義を見出すことができる。それゆえかかる権利が大学に付与されているというべきである。また、本学は、そのかなりの運営資源を神戸市民の経済的支援に負っている。よって、本学の研究活動は、神戸市の発展と神戸市民の幸福にも資するものでなければならない。

このような重い責務を負う本学の研究者は、自らが属する研究者コミュニティの厳格な批判と評価を受けなければならない。なぜなら、それに耐えうる知見のみが価値ある人類の共有財産となりうるからである。学術研究に携わる者は、正当かつ適切な方法によって学術研究を行い、その成果を公表する義務を負う。こうした基本的行動規範に違背する行為は、学術研究の信用を毀損するばかりでなく、学問に対する冒瀆行為、ひいては人類に対する背信行為であり、決して許されない。すなわち、学術研究を行うにあたっては、捏造、改ざん、盗用等が行われてはならないのであり、各研究者は、自己の研究の透明性を確保するとともに、説明責任を果たす義務を負う。

さらに、学術研究に携わる者は、正当かつ適切な形で、負託された研究資金を用いる義務を負う。前述のように、本学の研究資金は、神戸市民の支援に負うところが大きく、また、日本国及び日本国民の負託を受けた部分があることを忘れてはならない。このような基本認識に立ち、適正に研究費の執行を行うことは、本学研究者の基本的義務である。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

公立大学法人神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

2015年4月1日

規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市外国語大学(以下「本学」という。)における教職員等の研究活動上の不正行為を防止し、及び研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「教職員等」とは、役員、教職員及び学生等をいう。
- 2 この規程において「教職員」とは、本学が定める就業規則に基づき雇用されている教職員をいう。
- 3 この規程において「学生等」とは、学部学生、大学院生、研究生、及びその他本学に在学又は在籍して修学又は研究に従事する者をいう。
- 4 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、本学教職員等が研究活動(修学上行われる論文作成を含む。)を行う場合における、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったこと(以下「故意等」という。)による、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

- 5 この規程において「部局」とは、各学科、各コース、各専攻、経営企画室、学生支援部、外国学研究所、及び学術情報センターをいう。

(最高管理責任者)

- 第3条 本学に、研究活動上の不正行為の防止について本学全体を統括し最終責任を負う者(以下「最高管理責任者」という。)を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

(総括管理責任者)

- 第4条 本学における研究活動上の不正行為の防止等に関しては、研究担当の理事(以下「担当理事」という。)が総括し、研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係の理事等と連携して厳正かつ適切に対応する。

(部局の長の責務)

- 第5条 部局の長は、当該部局における研究活動上の不正行為の防止等に関し総括し、第13条の規定による通知を受けたときは、第14条に定める予備調査を実施するなど

適切に対処しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第6条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進することを目的として、研究倫理教育を行うため、研究倫理教育責任者を置く。

- 2 研究倫理教育責任者は、担当理事をもって充てる。
- 3 研究倫理教育責任者は、教職員を対象に定期的に研究倫理教育を推進しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、学生の研究倫理に関する規範意識を徹底するため、学生に対する研究倫理教育を推進するものとする。

(教職員等の責務)

第7条 教職員等は、高い倫理性を保持しなければならず、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、この規程及びこの規程に基づく部局の長の指導等に従うとともに、第14条から第22条までに定める調査等に協力しなければならない。

(研究データの保存)

第8条 教職員等は、研究データを保存し必要な場合に開示するものとする。

(告発の受付体制)

第9条 本学における研究活動上の不正行為に関する告発(本学の教職員等による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。)を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受けるため、経営企画室に受付窓口を置く。

(告発処理体制等の周知及び利害関係者の排除)

第10条 担当理事は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、本学内及び本学以外の機関(以下「他機関」という。)に周知する。

- 2 担当理事は、告発者が告発の方法を書面、電話、ファックス、電子メール、面談など自由に選択できるように、受付窓口の体制を整備する。
- 3 担当理事は、告発の受付や調査・事実確認(以下「調査」という。)を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

(告発等の方法)

第11条 告発等は、書面(ファックス、電子メールを含む。)を受付窓口に提出もしくは送付し、又は電話もしくは面談により行うものとする。

- 2 原則として、告発は顕名によるものとし、次の各号に掲げる事項を明示しなければならない。
 - (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする教職員等又はグループ等の氏名又は名称
 - (2) 研究活動上の不正行為の具体的な内容
 - (3) 研究活動上の不正行為の内容を不正とする合理的な理由
- 3 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発

があった場合に準じた取扱いをすることができる。

- 4 告発の意思を明示しない相談を受けた場合、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 5 受付窓口は、第2項各号の内容の一部又は全部に不備があるときは、当該書面の補正について指示することができる。
- 6 受付窓口は、告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発等を受け付けた旨を、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に通知するものとする。この場合において、受付窓口は、当該告発者に対し、更に詳しい情報の提供もしくは当該告発等に基づいて行う調査等への協力について依頼することができる。
- 7 最高管理責任者は、直ちに本件について担当理事に調査の指示等を行うものとする。
- 8 受付窓口は、当該告発等の対象に他機関に所属する者が含まれる場合又は当該告発等の対象もしくは内容が本学に該当しない場合は、当該他機関の長に当該告発等を回付する。ただし、本学に該当しない場合にあっては、告発者に回付先その他必要な事項を通知し、その同意を得るものとする。
- 9 第1項及び第2項に定めるもののほか、担当理事は、報道により、又は学会、他機関から研究活動上の不正行為が指摘された場合にも、第1項の告発等があったものとみなすことができる。又、不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性が示されている場合に限る。）ことを、担当理事が確認した場合、第1項の告発等があったものとみなすことができる。

（秘密漏洩の防止）

- 第12条 告発を受け付ける場合、個室で面談を行い、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外に漏洩しないなど、告発内容や告発者の秘密を守るために適切な方法を講じるものとする。
- 2 担当理事は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して調査関係者以外に漏洩しないように努めるものとする。
- 3 受付窓口の担当者は、業務上知ることのできた秘密を漏洩してはならない。当該受付窓口の担当者でなくなった後も、同様とする。

（告発等に係る事案の調査）

- 第13条 担当理事は、第11条第7項の規定による指示を受けたときは、当該部局の長に通知するとともに、次条から第23条までに定めるところにより、当該告発等がなされた事案について、必要な調査等を行わせるものとする。ただし、第11条第4項又は第9項の規定により告発等に準じて取り扱うこととされたものについて、第11

条第7項の規定による指示を受けたときは、担当理事が必要と認める場合に限り、当該部局の長に通知し、及び必要な調査を行わせるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、担当理事は、第11条第7項の規定による指示を受けた場合において、当該告発等の内容が不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているものであるときは、速やかに前項の規定による調査等を行わせ、相当の理由があると認めるときは、当該告発等の対象となっている教職員等(以下「被告発者」という。)に警告を行うものとする。

(告発等に係る事案の予備調査)

第14条 担当理事は、第11条第7項の規定による指示を受けたときは、当該指示を受けた日から概ね30日以内に、被告発者の所属する部局(以下「当該部局」という。)の長(当該部局の長が告発等の対象に含まれているときは、告発等の対象に含まれていない;これに代わる者とする。以下同じ。)に、次の各号に掲げる事項について予備調査を行わせ、その調査結果の報告を受けるものとする。

- (1) 当該告発等がなされた研究活動上の不正行為が行われた可能性
 - (2) 第11条第2項第3号の規定により示された合理的理由と当該告発等がなされた研究活動上の不正行為との関連性
 - (3) 告発等がなされた研究の公表から告発等がなされるまでの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料その他研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間等を超えるか否か
 - (4) その他必要と認める事項
- 2 前項に定めるもののほか、当該部局の長は、次の各号に掲げる事項を当該調査結果の報告と同時に担当理事に通知するものとする。
- (1) 次条の規定による調査の要否
 - (2) 第26条の規定による措置に関する意見等
 - (3) 研究活動上の不正行為が行われていない可能性が高いと認められるときは、当該告発等が悪意に基づくものである可能性
- 3 当該部局の長は、第1項の予備調査の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 4 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力しなければならず、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情も含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査)

第15条 担当理事は、前条の予備調査の結果等に基づき、当該告発等がなされた事案について、更に本格的な調査(以下「本調査」という。)をすべきか否かを速やかに決

定する。この場合において、必要と認めるときは、当該部局以外の部局の教職員で、当該告発等の対象となっている研究分野の教職員に対し、意見等を求めることができる。

- 2 前項の場合において、担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、速やかに、最高管理責任者に報告し、調査委員会を設置する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- 3 担当理事は、本調査を行うことを決定したときは、その旨を告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求めるとともに、被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分を受けた機関（以下「資金配分機関」という。）及び文部科学省に通知する。
- 4 担当理事は、本調査を行わないことを決定したときは、速やかに、最高管理責任者に報告し、理由を付してその旨を告発者及び被告発者に通知する。この場合、担当理事は予備調査にかかる資料を保存し、告発者の求めに応じて開示するものとする。
- 5 担当理事は、本調査実施の決定後、概ね 30 日以内に本調査を開始する。
- 6 担当理事は、前条の予備調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものと判断されたときは、告発者が所属する部局又は他機関の長にその旨を通知する。
- 7 担当理事は、第 4 項又は第 6 項に定める通知を受けた告発者等から当該調査の結果について異議の申出があったときは、必要に応じて前条の予備調査について、当該部局の長に再調査を求めることができる。

（調査委員会）

第 16 条 本調査にあたっては、本学に属さない外部有識者（以下、「外部委員」という。）を含む調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は外部委員とし、全ての委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 当該部局の長
 - (2) 学内の当該告発等の対象となっている研究分野の教職員 若干名
 - (3) 当該告発等の対象となっている研究分野の外部委員 若干名
 - (4) その他担当理事が必要と認める者

（告発者等への通知）

第 17 条 担当理事は、調査委員会を設置したときは、調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から 7 日以内に異議申立をすることができる。
- 3 前項の異議申立があった場合、担当理事はその内容を審査し、必要と認めるときは、

当該異議申立に係る委員を交代させる。

- 4 担当理事は、前項の審査の結果並びに委員を交代させたときは当該調査委員の所属及び氏名を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法)

第 18 条 調査委員会における調査は、当該告発等において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他の資料の精査及び関係者のヒアリングにより行い、必要に応じ、被告発者に対して必要資料の提出を求め、これに基づく調査等を行うものとする。

- 2 前項の調査に際しては、被告発者に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- 3 被告発者は、前項の弁明の機会において、当該告発等の内容を否認するときは、当該研究が適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載されたものであることを、根拠を示して説明しなければならない。
- 4 調査委員会は、第 1 項の調査等の実施に関し、告発者、被告発者その他関係者に対し、必要な協力等を求めることができる。
- 5 前項の協力を求められた告発者、被告発者その他関係者は、誠実にこれに協力をしなければならず、正当な理由なくこれを拒絶することができない。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、調査委員会は、当該調査において有益かつ必要と認めるとときは、調査に関連する被告発者の研究を調査の対象とすることができる。
- 7 調査委員会は、第 1 項及び前項の調査に当たって、証拠となる資料等を保全する措置をとる。
- 8 担当理事は、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 9 調査に当たっては、調査対象の研究に係る公表前のデータ又は論文等の研究上若しくは技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上(告発者に情報提供を行う場合を含む。)必要な範囲外に漏洩することのないよう配慮しなければならない。

(認定)

第 19 条 調査委員会は、調査の開始後概ね 150 日以内に次の各号に掲げる事項の認定を行うとともに、これを含んだ当該調査の結果をまとめ、担当理事に報告する。

- (1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か
- (2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定したときは、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割
- (3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定したときは、併せて告発が悪意に基づくものであったか否か

2 前項第3号の場合で、告発が悪意に基づくものであった場合に、この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知)

第20条 担当理事は、前条の調査の結果を、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、告発者及び被告発者(被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。)並びに関係理事及び被告発者が所属する部局の長に通知する。被告発者に他機関に所属する者がある場合は、当該所属機関の長にも通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、担当理事は、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関に対しても当該調査の結果を通知する。併せて、文部科学省にも通知する。

3 担当理事は、前条の調査の結果、当該告発等が悪意に基づくものであると認定されたときは、告発者が所属する部局(他機関に所属する者であるときは、当該他機関)の長に通知する。

(不服申立て)

第21条 第19条の調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたと認定された被告発者は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

2 第19条の調査の結果、当該通報等が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立により次条の規定による再調査の結果、悪意に基づく告発等と認定された者を含む。)は、前条第1項の通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し、不服申立てをすることができる。

3 前2項の場合において、当該不服申立をする者は、前条第1項の通知を受けてから30日の期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

4 最高管理責任者は、第1項の不服申立てを受けたときは、その旨を告発者に通知し、及び当該事案に係る研究が他機関からの配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

5 最高管理責任者は、第2項の不服申立てを受けたときは、告発者が所属する部局の長及び被告発者に通知し、及び告発者が他機関に所属する者であるときは当該他機関の長に、当該事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び文部科学省に対してもその旨を通知する。

(不服申立ての審査及び再調査)

第22条 最高管理責任者は、前条第1項又は第2項の不服申立てを受けたときは、担当理事に不服申立ての審査を指示し、担当理事は、当該調査を行った調査委員会に不服申立ての審査を行わせる。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合において、最高管理責任者が必要と認めるときは、

当該調査委員会の委員を交代させ、もしくは追加し、調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。但し、最高管理責任者が当該不服申立てについて、調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 前項の審査においては、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに審査し、その結果を直ちに担当理事に報告する。
- 3 担当理事は、前項の審査結果を最高管理責任者に報告するとともに、被告発者及び告発者に通知する。この場合において、再調査を行う決定を行ったときは、被告発者に対し、第 19 条の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に必要な協力を求めるものとし、被告発者が必要な協力を行わないときは、当該調査を行わず、又は打ち切ることができる。
- 4 調査委員会が再調査を開始した場合は、当該不服申立てを受けた日から概ね 50 日（前条第 2 項の不服申立ての場合にあっては 30 日）以内に、調査結果を担当理事に報告し、担当理事は当該結果を最高管理責任者に報告するとともに、被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。加えて、担当理事は、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 5 第 20 条各項の規定は、前項の調査結果の通知に準用する。この場合において同条第 1 項及び第 3 項の規定中「前条」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(その他の規定)

第 23 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、調査委員会が行う本調査及び不服申立ての審査に関し必要な事項は、調査委員会の議を経て、最高管理責任者が定める。

- 2 第 12 条第 3 項の規定は、第 14 条から前条までに定める調査等に関する者に準用する。

(調査資料の提出)

第 24 条 担当理事は、当該告発等に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものである場合において、当該資金配分機関から要求があるときは、当該調査に係る資料を提出し、又は閲覧させることができる。ただし、調査委員会における調査に支障がある場合その他正当な理由がある場合はこの限りでない。

(調査結果の公表等)

第 25 条 担当理事は、第 19 条又は第 22 条第 4 項の調査委員会の調査結果の報告（以下「調査結果の報告」という。）において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 研究活動上の不正行為の内容
- (3) 担当理事又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等

(6) その他必要と認める事項

- 2 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、原則として、調査結果等の公表は行わないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。この場合において公表する内容は、不正行為は行われていないこと(論文等に故意等によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。), 被告発者の所属及び氏名, 調査委員会委員の所属及び氏名, 調査の方法, 手順等とする。
- 3 担当理事は、調査結果の報告において、当該告発等が悪意によるものである旨の報告を受けた場合は、告発者の所属及び氏名を公表する。
- 4 担当理事は、前3項の場合において、第19条の調査結果に基づく公表を行うときは、第21条第1項の規定による不服申立の期間等を考慮して行うものとする。
- 5 担当理事は、当該公表する内容に学生等が含まれているときは、当該事案に応じて、適切な配慮を行わなければならない。

(調査中における一時的措置)

第26条 担当理事は、第15条の本調査を行うことを決定したときは、第19条の調査結果の報告を受けるまでの間、当該告発等をされた研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を講じることを関係者に求めることができる。

(認定後の措置)

第27条 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われた旨の報告を受けた場合は、前条の規定により講じられた措置の延長を関係者に求めることができる。

- 2 担当理事は、調査結果の報告において、研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告を受けた場合は、前条及び第18条第7項の証拠保全の措置その他当該告発等に基づき講じた一切の措置を解除し、及び当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者又は関係機関に周知するなど、研究活動上の不正行為を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。
- 3 前2項の場合において、担当理事は、調査結果について、第21条の不服申立てがあったときは、前2項により講じた措置を保留し、又は前条の措置を講じるなど、必要な措置を講じるものとする。
- 4 前項の措置を講じた場合において、担当理事は、当該不服申立てに関し、第22条第4項の規定による調査結果の報告を受けたときは、当該報告に基づき、第1項又は第2項に定める措置及び必要に応じて第25条の規定による公表の措置を講じるものとする。

(告発者等に対する処置)

第 28 条 研究活動上の不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、就業規則等に基づき適切な処置をとるとともに、担当理事は不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

2 告発が悪意に基づくものと認定された場合、就業規則等に基づき適切な処置を行う。
(不利益取扱いの禁止)

第 29 条 当該告発者は、告発等（告発等に関する相談を含む。）をしたことを理由として、当該告発者に対し、不利益な取扱いを受けることはない。

2 被告発者は、単に告発等があったことをもって、研究を行うことを全面的に禁止するなど過度の措置を受けることはない。

(実施規定)

第 30 条 第 14 条第 1 項、第 19 条及び第 22 条第 4 項の調査等期間の定めがあるものについては、可能な限り速やかに行うものとする。

(その他)

第 31 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規程は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

〇〇〇〇〇第〇号
平成〇年〇月〇日

(配分機関 殿)

神戸市外国語大学
学長 印

〇〇〇の不正等について（報告）

平成〇年度（競争的資金等の名称）において〇〇〇が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

- ※発覚の時期及び契機（※「告発」の場合はその内容・時期等）
- ※調査に至った経緯等

2 調査

（1）調査体制

- ※ 調査委員会の構成（第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置）

（2）調査内容

- ※ 調査期間
- ※ 調査対象（対象者（研究者・業者等）、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕）
- ※ 当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。
- ※ 調査方法（例：書面調査〔業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔研究者、事務職員、取引業者等からの聞き取り〕等）
- ※ 調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果（不正等の内容）

（1）不正等の種別

- ※ 例：架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等

（2）不正等に関与した研究者（※共謀者を含む。）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題（該当する研究課題分作成）

研究種目名		研究期間			
研究課題名					
研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位：円)					
平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※ 可能な限り詳細に記載すること。）

- ・動機・背景
- ・手法
- ・不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途
- ・私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額

平成 年度（内訳） (単位：円)

費 项	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告書	適正使用額	不正使用・不適切 使用額
物品費				
旅 費				
謝金等				
その他				
直接経費計				
間接経費				
合 計				

※ 該当する研究課題ごとに該当する年度分作成

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的資金等の管理・監査体制
- (2) 発生要因（※ 可能な限り詳細に記載すること。）
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

（例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的資金等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等）

公立大学法人神戸市外国語大学公的研究費の管理及び監査に関する規程

2007年11月7日

規程第91号

(目的)

第1条 この規程は、「平成19年2月15日 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成26年2月18日 文部科学大臣決定による改正)」の趣旨を踏まえ、適正かつ効率的な競争的資金等の管理及び監査を行うことのできる体制を構築し、及び運営することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義については下記のとおりとする。

(1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金

(2) 配分機関

本学に対して、前号の競争的資金等を配分する機関（文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人等）

(3) 構成員等

本学に所属する非常勤を含む、研究者、名誉教授、客員研究員、事務職員、技術職員及びその他関連する者

(4) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(5) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、構成員等に対し、自身が取り扱う競争的資金等その他の研究資金の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるために実施する教育

(最高管理責任者)

第3条 本学に、競争的資金等の運営・管理について、本学全体を統括し最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。また、次条の統括管理責任者及び第5条のコンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について、本

学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

- 2 統括管理責任者は、外国学研究所長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 本学に、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、外国学研究所長及び事務局長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、下記の対策を行うものとする。

- (1) 本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 本学等において、構成員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（ルールの明確化・統一化）

第6条 統括管理責任者は、競争的資金等に係る事務処理手続に関するルールについて、下記の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- (1) 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。
 - (2) 本学としてのルールの統一を図る。
 - (3) ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等に分かりやすい形で周知する。
- 2 競争的資金等にかかる契約、旅費及び謝金支給等の会計に関する取扱いは、研究費執行マニュアル等別に定めのある場合を除き、会計規程等によるものとする。

（職務権限の明確化）

第7条 統括管理責任者は、競争的資金等の事務処理に関する構成員等の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。

- 2 統括管理責任者は、業務の分担の実態と職務分掌規程の間に、乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- 3 統括管理責任者は、各段階の関係者の職務権限を明確化し、また、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(関係者の意識向上)

第8条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育における遵守義務を理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。なお、誓約書等は、関係規則を遵守すること、及び不正を行った場合の責任負担等を明記したものとする。
- 3 全ての構成員等は、神戸市外国语大学における行動規範に則って競争的資金等の運営・管理にあたる。

(準用)

第9条 告発、調査、認定、及び不服申立て等に関しては、「神戸市外国语大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」の第9条から第30条の規定を準用する。ただし、下記のとおり、読み替えるものとする。

- (1) 「担当理事」を「統括管理責任者」へ
- (2) 「研究活動上の不正行為」を「競争的資金等の不正使用」へ
- (3) 「不正行為」を「不正使用」へ
- (4) 「資金配分機関」を「配分機関」へ
- (5) 「当該研究に係る論文、実験、観察ノート、生データその他の資料」を「競争的資金等の不正使用に係る資料」へ（第18条第1項）
- (6) 「当該研究が適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに当該論文等がそれに基づいて適切な表現により記載された」を「競争的資金等が適切に使用された」へ（第18条第3項）
- (7) 「不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割」を「不正使用の相当額」へ（第19条第1項第2号）
- (8) 「公表までに調査事案が外部に洩出していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、」を「公表までに調査事案が外部に洩出していた場合は、」へ（第25条第2項）
- (9) 「不正行為は行われていないこと（論文等に故意等によるものでない誤りがあった場合は、そのことを含む。）」を「不正使用は行われていないこと」へ（第25条第2項）

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第10条 統括管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとする。

- 2 告発等の受付から 210 日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 前項の報告書の様式については、別途定めるものとする。
- 4 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
- 5 前各号のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正防止計画)

第 11 条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理・評価することにより、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

- 2 最高管理責任者は、率先して不正防止計画に対応することを本学の内外に表明するとともに、自ら当該計画の進捗管理に努めるものとする。
- 3 統括管理責任者は、本学全体の観点から不正防止計画を推進し、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するものとする。

(適正な予算執行及び事務処理)

第 12 条 統括管理責任者は、不正防止計画を踏まえ、下記のとおり、適正な予算執行及び事務処理を行うものとする。

- (1) 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- (2) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- (3) 不正な取引は構成員等と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処方針を本学として定め、本学の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。
- (4) 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その

際、研究者本人に、第7条第3項に示す権限と責任について、あらかじめ理解を促す。

- (5) 物品等において、発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。
- (6) 特殊な役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。
- (7) 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。
- (8) 換金性の高い物品については、適切に管理する。
- (9) 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。

（相談窓口の設置）

第13条 競争的資金等の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付けるため、外国学研究所に相談窓口を設置する。

（外部への公表）

第14条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。

（モニタリング及び監査制度）

第15条 最高管理責任者は、競争的資金等の適正な管理のため、本学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

（内部監査）

第16条 内部監査室は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

2 内部監査室は、前項に加え、第11条第3項に規定する統括管理責任者との連携を強化し、リスクを踏まえ、本学の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたりスクアプローチ監査を実施する。

3 内部監査室と監事との連携を強化する。

（調査への協力）

第17条 統括管理責任者は、文部科学省等が行う履行状況調査等の調査について協力することとする。

（施行細目の委任）

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、最高管理責任者が定める。

附 則

この規程は、2007年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

研究活動及び公的研究費に関する不正防止計画

研究活動上の不正行為及び公的研究費の不正使用を防止するため、文部科学省のガイドラインの趣旨を踏まえ、「研究活動及び公的研究費に関する不正防止計画」を策定する。

項目	公的研究費の管理及び監査に関する規程	不正防止のための計画
周知	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止対策の基本方針を周知する。 (第3条第3項) 	<p>(目的) 研究不正に関する意識向上を図るとともに、基礎的な知識の修得を必要とするため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究行動規範、研究活動上の不正行為の防止に関する規程、公的研究費の管理及び監査に関する規程等を含む不正防止対策の基本方針について、適宜、全ての構成員等に対して説明会を行うなど周知を図る。
コンプライアンス教育	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。 (第5条第3項) ・全ての構成員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。(第8条) ・全ての構成員等に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。 (第8条) 	<p>(目的) コンプライアンスに関する知識が教員・職員に十分周知されていない現状を踏まえ、理解を深める必要があるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費に関する不正防止計画をはじめ研究不正防止に関するコンプライアンス研修を、全ての構成員等に対して、年1回以上、定期的に実施する。 ・全ての構成員等に対して、当該研修の受講を義務付け、欠席者に対しては個別に説明を行う。 ・研修受講者等に対しては、誓約書（様式有）の提出を求め、提出のない場合は、科学研究費助成事業の申請・取扱いが出来ないものとする。 ・学部生、大学院生向けの論文作成の手引書を作成し配布する。
ルール	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員等にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行う。 (第6条) ・ルールの統一を図る。 (第6条) ・全ての構成員等に分かりやすい形で周知する。 (第6条) 	<p>(目的) 公的研究費の執行に関するルールについて、教員・職員の中で十分理解されていない状況を踏まえ、周知を図る必要があるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学術振興会からの科学研究費助成事業の使用についての指導等を踏まえ、科学研究費補助金の取扱いについての明確で分かりやすいルールを策定し、マニュアルにまとめる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・全ての構成員等に対して、適宜、当該マニュアルの周知を図る。
職務権限	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員等の権限と責任について、学内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。 (第7条) ・業務の分担の実態と職務分掌規則の間に、乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。 (第7条) ・各段階の関係者の職務権限を明確化し、また、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。 (第7条) 	<p>(目的) 公的研究費執行に係る事務権限の明確化を図ることが必要なため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルの策定を含め公的研究費に関する事務について、決裁権限の整理を行う。 ・事務委任規程の策定を行う。
告発受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受けるため、経営企画室に受付窓口を置く。 (第9条) ・受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、本学内及び本学以外の機関に周知する。 (第9条) ・告発者が告発の方法を書面、電話、ファックス、電子メール、面談など自由に選択できるように、受付窓口の体制を整備する。 (第9条) ・告発を受け付ける場合、個室で面談を行い、電話や電子メールなどを窓口の担当職員以外に漏洩しないなど、告発内容や告発者の秘密を守るために適切な方法を講じるものとする。 (第9条) 	<p>(目的) 告発の受理が円滑に行われ、かつ告発者の保護を図る必要があるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告発を受け付ける担当者は、経営企画室長とする。 ・受付の方法は、書面、ファックス（078-792-9020）、電子メール（kokuhatsu@office.kobe-cufs.ac.jp）、面談とする。 ・告発を受け付ける場合は、情報が漏洩しないよう配慮する。 ・告発受付窓口の体制及び方法等について、本学内及び本学以外の機関についてホームページ等により周知する。
相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・使用に関するルール等について、本学の内外からの相談を受け付けるため、外国学研究所に相談窓口を設置する。 (第13条) 	<p>(目的) 公的研究費使用に関する相談窓口を一元化するため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談を受け付ける担当者は、研究所グループ長とする。

適正な予算執行・事務処理	<ul style="list-style-type: none"> ・不正な取引は構成員等と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。(第 12 条) ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定める。 (第 12 条) ・不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底する。 (第 12 条) ・一定の取引実績(回数、金額等)や本学におけるリスク要因・実行性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。(第 12 条) ・発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。(第 12 条) ・研究者による発注を認める場合は、一定以下の金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。(第 12 条) ・物品等において、発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施する。 (第 12 条) ・特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。 (第 12 条) ・非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。 (第 12 条) ・換金性の高い物品については、適切に管理する。 (第 12 条) ・研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。 (第 12 条) 	<p>(目的)</p> <p>学外に対して本学の公的研究費不正防止に協力を求める必要があるとともに、学内の事務システム(発注管理等)の不備を是正する必要があるため</p> <p>・取引業者に対し、誓約書の提出を求める。</p> <p>・教員・研究費執行関係事務職員に対し、会計処理等に関する研修を行う。</p> <p>・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を策定する。</p> <p>・発注検収業務システムを構築する。</p> <p>・研究者発注の基準額を策定する。</p> <p>・発注した当事者以外の検収が困難である場合は、写真の提出、後日、現物を確認するなど代替手段を検討する。</p> <p>・特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収方法を策定する。</p> <p>・公的研究費による非常勤雇用の雇用管理について事務部門が実施する手続きを定める。</p> <p>・換金性の高い物品は、全て台帳管理し、物品が廃棄も含め不要になった場合は返却することを継続して実施する。</p> <p>・出張計画の実行状況は、出張が確認出来る報告書の提出を求める。</p>
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金等の不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。(第 14 条) 	<p>(目的)</p> <p>公的研究費不正使用に対する取組みの透明性</p>

		<p>を図る必要があるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用し、不正への取組に関する本学の方針等を外部に公表する。
モニタリング・監査	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員等が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 (第5条第3項) ・本学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施する。(第15条) ・内部監査室は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。また、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。 (第16条) ・内部監査室と監事との連携を強化する。 (第16条) 	<p>(目的)</p> <p>予算執行の偏りは、不適切な経費執行の一因にもなるため、継続的なモニタリングが必要であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所グループは、研究の進捗及び予算の執行状況に関して、適宜、チェックを行い、必要に応じ改善等を指導する。 ・内部監査室は、毎年度定期的に、財務情報に対するチェックを一定実施するとともに、管理体制の不備についても検証を行う。また、リスクアプローチ監査も適宜実施する。 ・内部監査室と監事との情報交換等連携を強化する。
見直し		<p>(目的)</p> <p>不正の要因は、時の経過とともに変化するものであるため、不断の見直しが必要であるため</p> <p>公的研究費に関する不正防止計画について、必要に応じ、適宜見直しを行う。</p>

誓 約 書

神戸市外国語大学 学長 あて

名 前

私は、公的研究費を利用した研究活動を行うに当たって、下記の項目について十分認識し、法令及び本学研究活動の行動規範をはじめとする諸規定を遵守することをここに誓約します。

記

(下記項目について確認の上、チェックを入れてください。)

【研究活動の公正性の確保】

- 科学研究における不正行為は、科学を冒涜し、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであって、本来あってはならないものである。
- 不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動や研究成果の発表の本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為に他ならない。
- 不正行為は、研究費の多寡や出所の如何を問わず絶対に許されない。
- 「神戸市外国語大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」においては故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠ったことによる以下の行為を不正行為としている。
 - (1) 捏 造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - (3) 盗 用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

【適正な研究費の使用】

- 研究費の使用に当たっては、その管理を行う本学のルールに従って適正に執行する。
- 研究費の不正使用とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した使用をいう。
- 研究費の不正使用の事例は、虚偽の請求によって資金を引き出して、他の目的に流用したり、プールするなどである。その際、私的流用はもとより、目的外の使用や書類の捏造による支出は、研究資金として使用された場合でも不正使用となる。

【不正が認定されたときの扱い】

- 論文等において不正が認定された場合や研究費の不正使用が認定された場合は、競争的資金等の返還に加えて、本学就業規程等に基づく処分及び当該不正行為に使用された公的研究費の交付要綱等に基づく制裁又は法的措置を受けることとなる。

神戸市外国語大学との取引における誓約書

当社（当法人）は、公立大学法人神戸市外国語大学（以下「神戸市外国語大学」という。）との取引に当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

1. 神戸市外国語大学会計規程、神戸市外国語大学契約規程等の関係規程等を遵守するとともに、不正に関与しないこと。
2. 神戸市外国語大学内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含む神戸市外国語大学の処分に従います。
4. 神戸市外国語大学構成員（教職員、その他関連する者）から不正な行為の依頼等があった場合には、神戸市外国語大学研究費不正使用に関する通報窓口に連絡すること。

平成 年 月 日

公立大学法人神戸市外国語大学理事長 あて

(住 所)

(社 名・法人名)

(代表者の役職・氏名)

印

公立大学法人神戸市外国語大学研究不正検証委員会規約

2015年2月23日

(趣旨)

第1条 本委員会を「公立大学法人神戸市外国語大学研究不正検証委員会」(以下「委員会」という。)とし、公立大学法人神戸市外国語大学(以下「本学」という。)の2014年に発覚した元教員による研究不正事案について、その研究不正の実態及び研究不正防止対策等の検証を行うために設置する。

(目的)

第2条 委員会の目的は次のとおりとする。

- (1) 研究不正事案についての実態の検証
- (2) 研究不正防止対策の検証
- (3) 本学の研究不正防止対策についての提言

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 本学の役員または教職員以外の者で、本件に関し広く高い見識を有する者の中理事長が任命する者 4名以内

(2) 本学の教職員のうち、理事長が任命する者 3名以内

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画グループにおいて行う。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、2015年2月23日から施行する。
- 2 この規約は、第2条第3号に規定する提言を行い、委員会の議を経て委員長が定める日をもって廃止する。

神戸市外国語大学研究不正検証委員会 委員名簿

1. 委員

役職等	氏名
神戸大学大学院教授（委員長）	田中 康秀
甲南大学文学部教授	井野瀬 久美恵
神戸大学名誉教授	西光 義弘
弁護士	吉田 裕樹
神戸市外国語大学教授	岡本 崇男
神戸市外国語大学教授	田中 悟
事務局経営企画室長	中瀬 俊明